

神奈川県下における

建設業労働災害の現状と対策

令和5年版（令和4年労働災害のとりまとめ）



俺は
こうする！

3分KY運動

見逃すな！
その危険



SR運動



あなたの宣言
で災害ゼロの
現場へ！

安全行動宣言

かながわ安全強靱化計画（2023.6.2～2028.3.31）
～kanagawa Safety Resilience～



建設業における災害防止のポイント

- 足場からの墜落・転落災害防止対策等：令和5年3月14日公布の足場からの墜落・転落災害の充実に係る改正労働安全衛生規則及び改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」への対応、規格に適合するフルハーネス型墜落制止器具の使用の徹底、脚立・はしごの適正な使用
- 建設資材等のトラック積み込み、積卸し時における荷台からの墜落・転落災害防止の徹底
- 転倒災害の防止
- 交通労働災害の防止、建設工事現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- 車両系建設機械等運転中における墜落・転落防止対策
- 高年齢労働者、外国人労働者の労働災害防止対策
- 伐木等作業の安全対策
- 「見える化」の積極的な取組による、労働者の安全意識の向上、安全活動の活性化の徹底
- 熱中症予防対策の徹底
- 騒音障害防止対策
- 化学物質による健康障害防止対策(溶接ヒューム、塗膜剥離作業)
- 解体・改修工事等における石綿ばく露防止対策の徹底
- 職場における新型コロナウイルス感染症対策の継続と推進

建設業労働災害防止協会神奈川支部

はじめに

近年、建設業を取り巻く環境は、働き方改革の推進、建設従事者の高齢化の進展、担い手の確保・育成など、様々な課題が山積する状況にあります。

また、地球温暖化の影響から台風や集中豪雨による大規模な被害が各地で頻発しており、被災地での迅速な道路の啓開や復旧・復興工事、あるいは防災・減災のための工事やライフラインの点検・整備など、建設業が担う役割は一層重要なものになっています。

そのような情勢の中で、神奈川支部会員をはじめとする関係各位の弛まぬご尽力により、建設業における労働災害は長期的には減少傾向にあり、昨年の建設業における県内の労働災害による死亡者数は9人と前年より12人減少、一桁を達成することができました。さらに死傷者数は、新型コロナウイルス感染症によるものを除く数字ではありますが、702人となり、5か年計画の目標値には届きませんでした。これは神奈川県における建設業での死傷者数としては過去最小数を更新したものです。

一方で、死亡者の4名は墜落・転落によるもので死亡災害の一番の原因となっており、今後も引き続き「墜落・転落」災害防止の取組強化を図らねばなりません。

建災防本部において、国の第14次労働災害防止計画の動向を踏まえて、令和5年度から令和9年度を期間とする第9次建設業労働災害防止5か年計画（第9次計画）が策定されましたが、当神奈川支部では、建設業で働く仲間がこれ以上悲惨な労働災害に遭うことがないように、第9次計画に併せて、墜落転落災害の撲滅を図り、さらにこれまで神奈川支部独自で取り組んできた「セーフティリボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」の3つの運動をさらに進化させ展開していくことを骨子とした「かながわ安全強靱化計画」を今般策定いたしました。※

この度、神奈川労働局様のご協力を得まして、例年作成している本書を作成いたしました。本年はこの神奈川支部独自で提唱しようとする「かながわ安全強靱化計画」についての紹介を中心に編集しております。

建設現場において同様な災害が繰り返されることのないよう、多くの関係者の皆様が労働災害防止活動に対し本書を活用されることを願ってやみません。

令和5年5月

建設業労働災害防止協会神奈川支部
支部長 黒田憲一

※「かながわ安全強靱化計画」については令和5年6月2日の代議員会の承認をもってスタートする予定です。

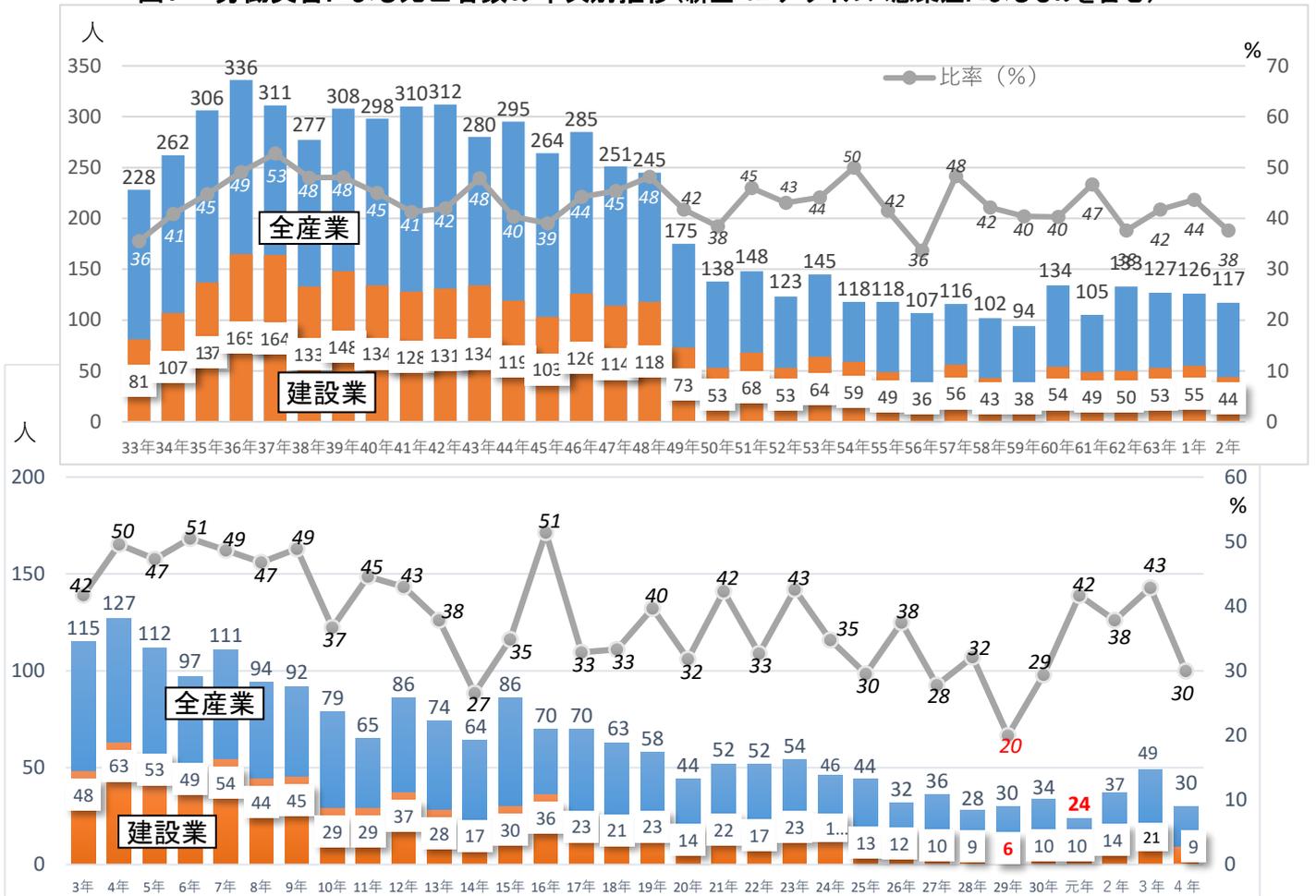
目 次

1	労働災害の推移	1
2	工事種別の災害発生状況	2
3	事業場規模別の災害発生状況	3
4	年齢階層別の災害発生状況	3
5	経験年数別の災害発生状況	4
6	現場入場日数別の死亡災害発生状況	4
7	事故の型別の災害発生状況	5
8	起因物別の災害発生状況	5
9	木造家屋等建築工事における災害発生状況	6
10	公共工事等における災害発生状況	7
11	月別の死亡・死傷災害発生状況	8
12	熱中症災害発生状況	8
13	令和4～5年における建設業の死亡災害の概要	9～15
14	第9次建設業労働災害防止5カ年計画の概要	14
15	かながわ安全強靱化計画実施要綱	15～24
	3分KYシート	25～36
	3つの運動の紹介ホームページ案内	37
参 考 資 料	令和5年から令和6年にかけて建設業に係る法令改正	38
	熱中症関係情報（大塚製薬工場無料出張講座・O.R.Sタブレット）	45
	高度安全機械等導入支援補助金	46
	4つの補償制度の案内（一社 全国建設業労災互助会）	47
	神奈川労働局・労働基準監督署 建災防神奈川支部・分会事務所案内	48
	第60回全国建設業労働災害防止大会（広島）の案内	巻末

備考 労働災害統計等は、労働者死傷病報告を基礎資料としている。なお、死亡災害については、災害速報による。死亡災害の概要は、同種災害防止を目的として作成したものであり、発生状況等に推定が含まれます。グラフ又は文章において、端数処理の関係で、割合の合計が100%になっていない場合があります。

1 労働災害の推移

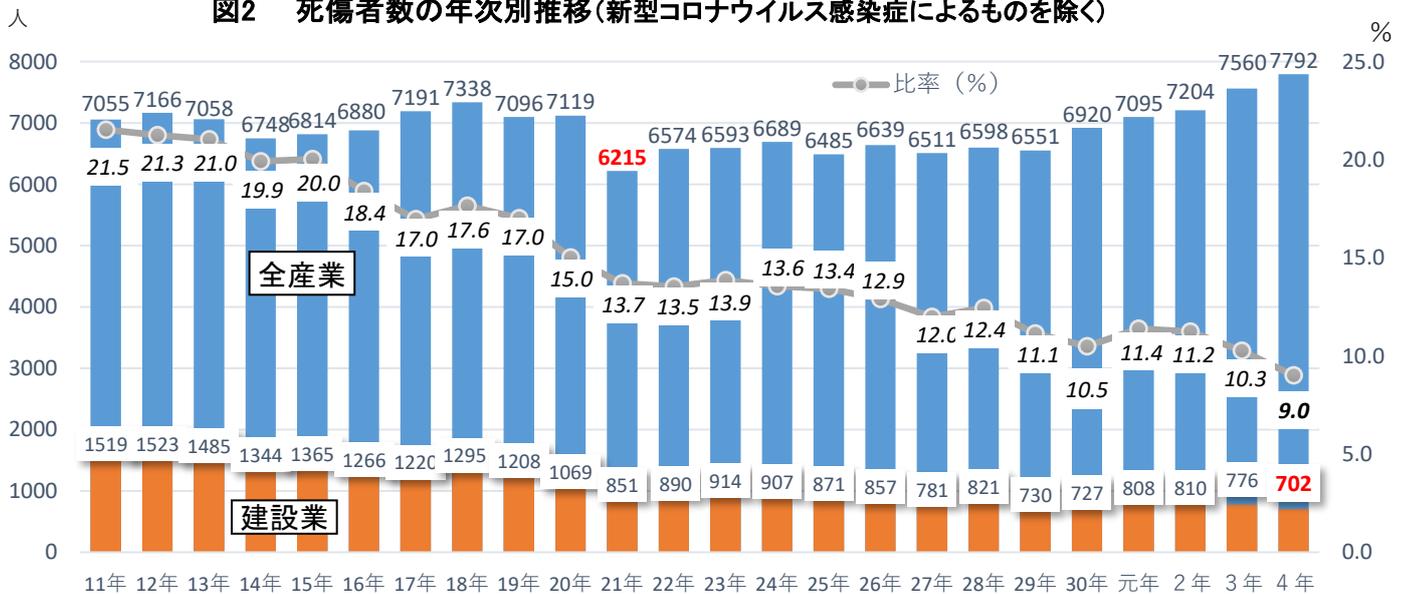
図1 労働災害による死亡者数の年次別推移(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



建設業の死亡者数は図1のとおり、昭和36年に165人を記録して以降、増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向を示し、平成28年に10人を下回り、平成29年は過去最少の6人となった。その後は増加に転じ、令和3年には21人となり、全産業の中で建

設業の比率は上がった。なお、「新型コロナウイルス感染症」による死亡者としては、令和2年は全産業で0人であり、令和3年に建設業以外の産業で6人、令和4年に建設業で1人が発生している。

図2 死傷者数の年次別推移(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

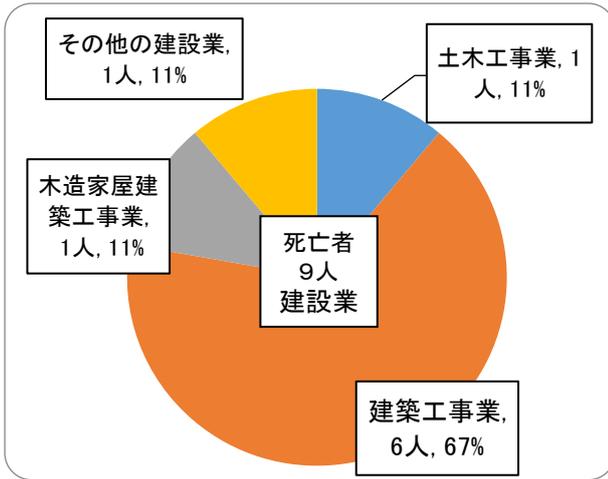


建設業の死傷者数は図2のとおり、長期的には減少傾向にある。平成30年に727人となり、全産業に占める比率も10.5%と過去最少を記録した。しかし、翌年の平成31年・令和元年から全産業の死傷者数は増加に転じた。

した。また、特に令和4年における他業種の大幅な増加によるものが顕著であることをはじめ、他業種の増加による建設業の死傷者数が全産業に占める比率は減少傾向にある。なお、同感染症を含めた死傷者数は、令和2年が全産業：7,617人、建設業：824人(11.8%)、令和3年が全産業：8,668人、建設業：814人(9.4%)、令和4年が全産業：16,571人、建設業：833人(5.0%)となっている。

2 工事種別の災害発生状況

図2-1 令和4(2022)年 建設業・工事種別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



(参考) 令和4(2022)年 全産業・業種別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

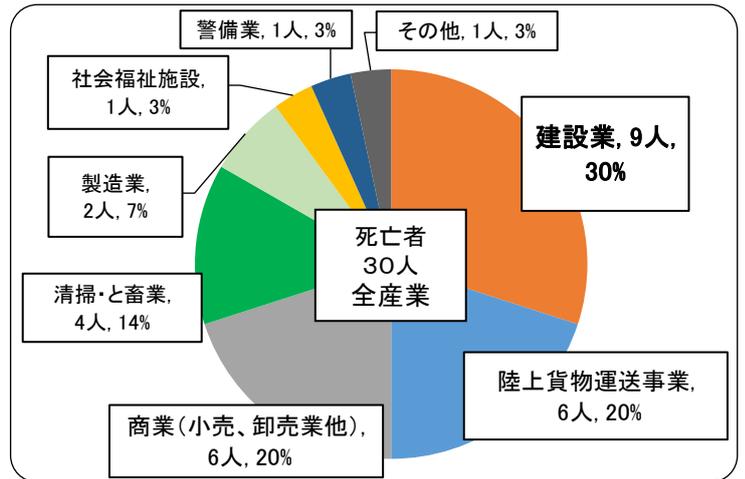
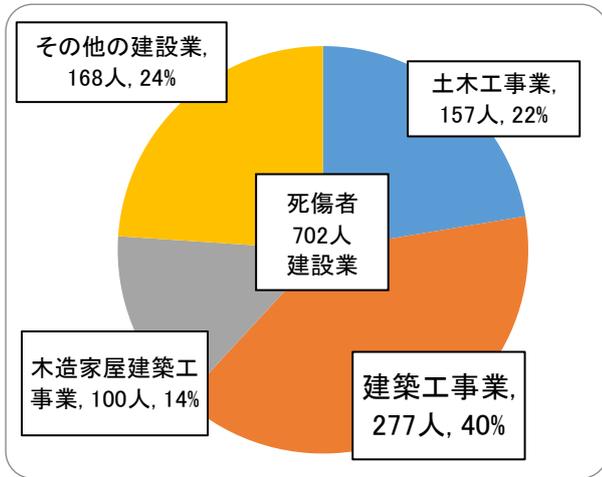
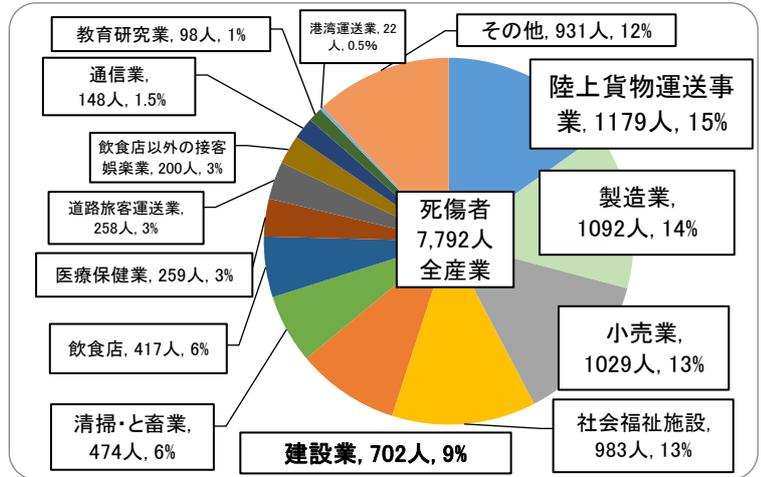


図2-2 令和4(2022)年 建設業・工事種別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



(参考) 令和4(2022)年 全産業・業種別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

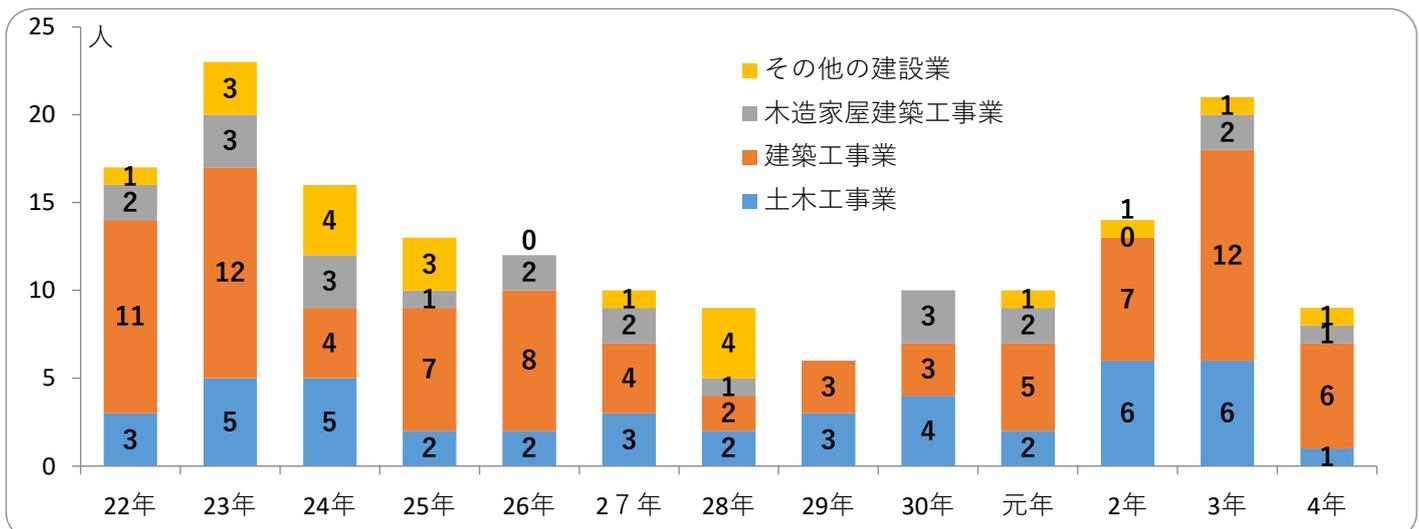


工事種別の死亡者数は、図2-1のとおり、建築工事業が6人(67%)で、土木工事業、木造家屋建築工事業及びその他の建設業(設備工事業等)が各1人(11%)であった。

工事種別の死傷者数は、図2-2のとおり、建築工事業(木造家屋建築工事業を除く)が277人と最も多く建設業全体の40%を占

め、次いでその他の建設業168人(24%)、土木工事業の157人(22%)、木造家屋建築工事業が100人(14%)の順であった。この内訳の傾向は前年と比べその他の建設業に増加傾向が認められた。なお、参考に平成22年以降における工事種別の死亡者数推移は、図2-3のとおりであった。

図2-3 工事種別の死亡者数の推移(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



3 事業場規模別の災害発生状況

図3-1 令和4(2022)年 規模別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

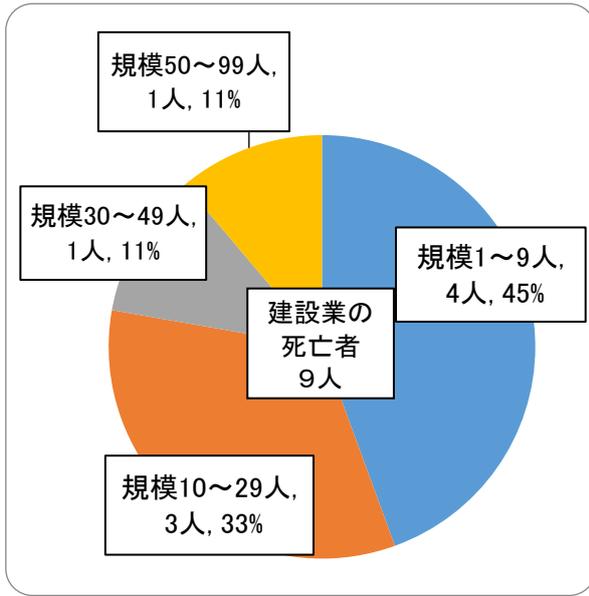
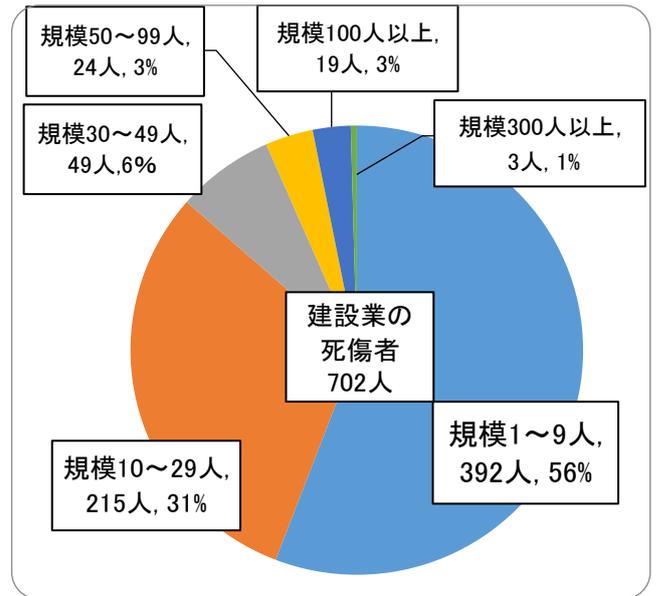


図3-2 令和4(2022)年 規模別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



事業場規模別の死亡者数は、図3-1のとおり、事業場規模1～9人の事業場で4人（45%）、10人以上30人未満の事業場で3人（37%）となった。

事業場規模別の死傷者数は、図3-2のとおり、1～9人の事

業場が392人と最も多く建設業全体の56%を占め、次いで事業場規模10～29人の215人（31%）、30～49人が49人（6%）の順であり、建設業の死傷災害全体の93%が規模50人未満の事業場において発生している。

4 年齢階層別の災害発生状況

図4-1 令和4(2022)年 年齢階層別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

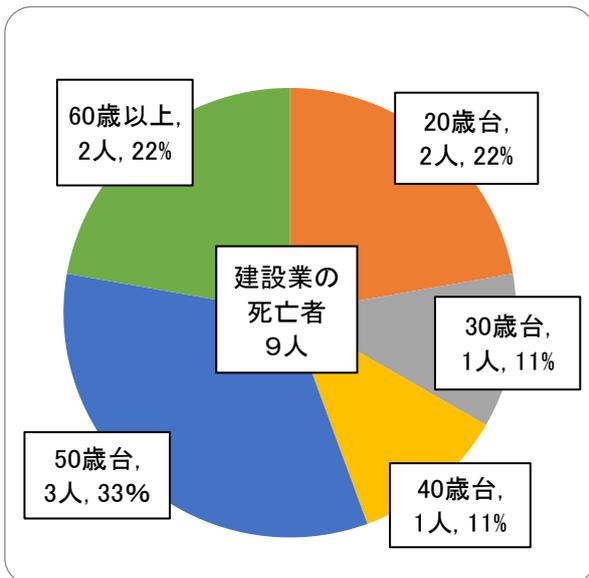
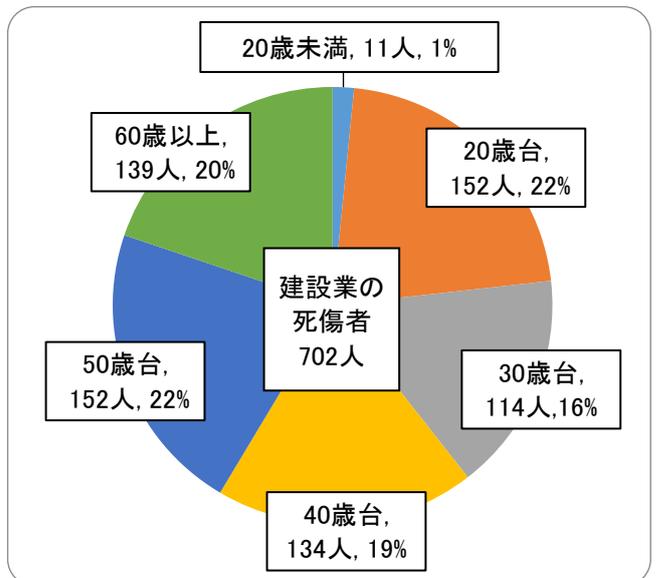


図4-2 令和4(2022)年 年齢階層別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



年齢階層別の死亡者数は、図4-1のとおり、50歳台が3人、20歳台及び60歳台以上が2人であった。

年齢階層別の死傷者数は、図4-2のとおり、20歳台及び50歳台が152人と最も多く、各々が全体の22%であるが、60歳台が139人（20%）、40歳台が134人（19%）、30歳台が114人（16%）となっており20歳未満（11人（2%））を除

くと年齢による差異はほとんどない。

なお、厚生労働省では、高齢労働者の労働災害防止のため「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称「エイジフレンドリーガイドライン」）の普及を促進しているところである。

5 経験年数別の災害発生状況

図5-1 令和4(2022)年 経験年数別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

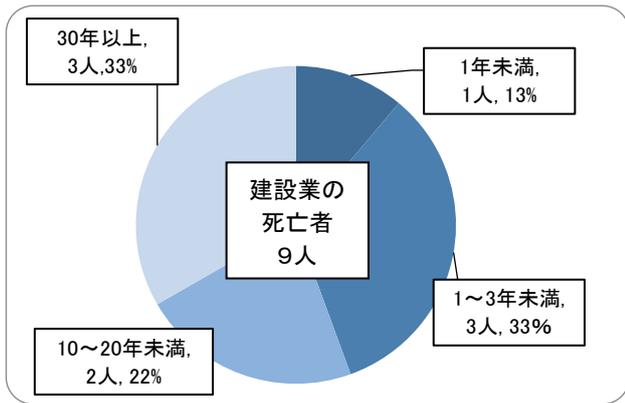


図5-2 令和4(2022)年 経験年数別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

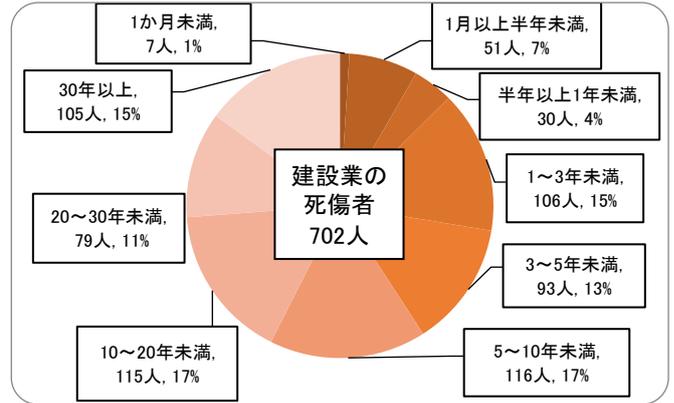
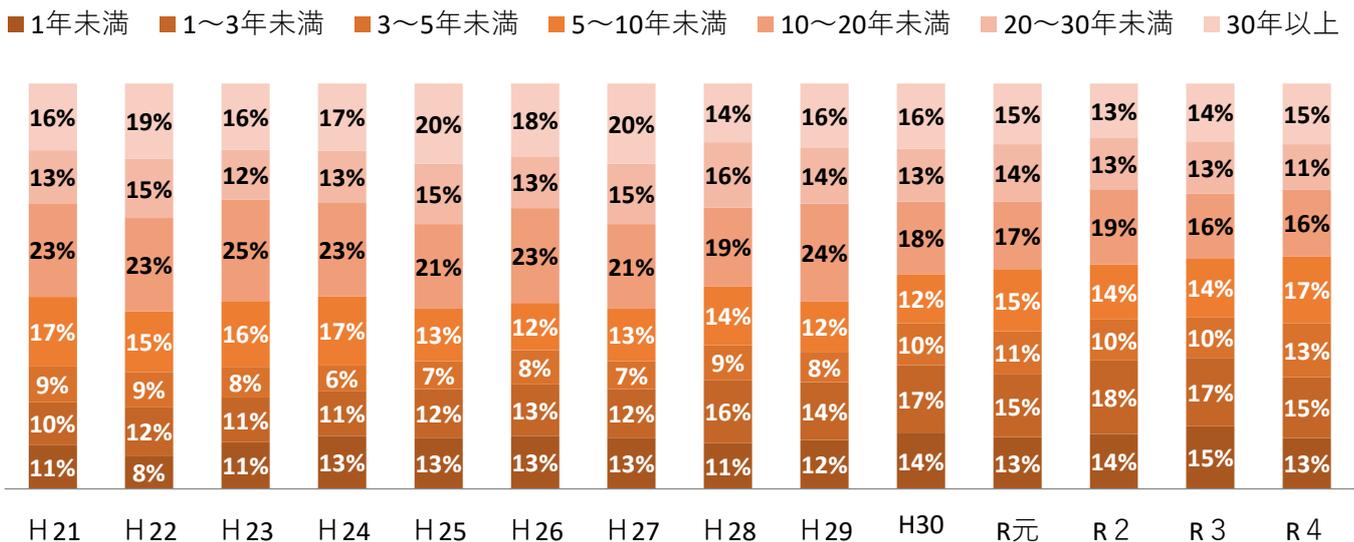


図5-3 経験年数別の死傷者数推移 (新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



経験年数別の死亡者数は、図5-1のとおりであり、比較的経験の浅い1~3年の経験を持つ者と30年以上の経験がある者に死亡災害が発生が2極化していることがわかる。
死傷者数は、図5-2のとおりであり、経験年数に関わらず死傷災害が発生していることがわかる。

また、図5-3のとおり、10年以上の労働者の死傷者数全体に占める割合はわずかながら減少傾向を示している。しかしながら建設労働者の高齢化が進んでいることは周知の事実であり、高齢労働者が安全、安心して働くことができる「エイジフレンドリー職場」を目指す必要がある。

6 現場入場日数別の死亡災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

図6-1 令和4(2022)年 現場入場日数別死亡者数

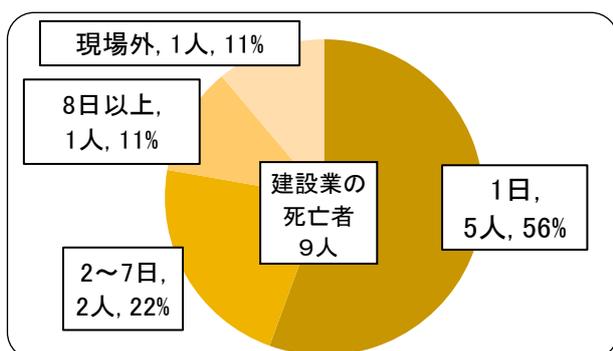
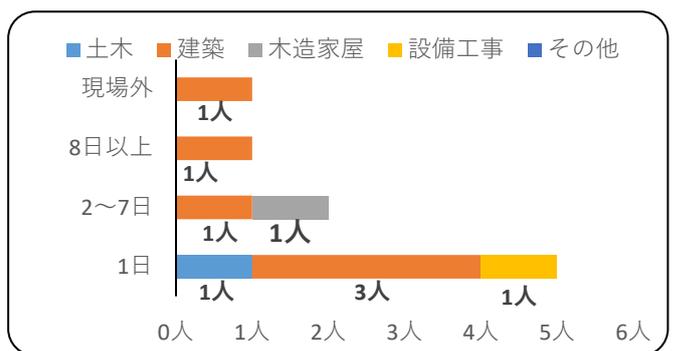


図6-2 令和4(2022)年 工事種別現場入場日数別死亡者数



現場入場日数別の死亡災害発生状況は、図6-1のとおりである。入場初日(又は1日のみの現場)に発生した災害が過半を占めており、新規入場時教育の徹底等が必要である。

工事種別発生状況は、図6-2のとおりで、建築工事に関連する災害が最多の6人となっており、土木工事、木造家屋工事、設備工事に関連する災害が1人ずつである。

7 事故の型別の災害発生状況

図7-1 令和4(2022)年 事故型別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

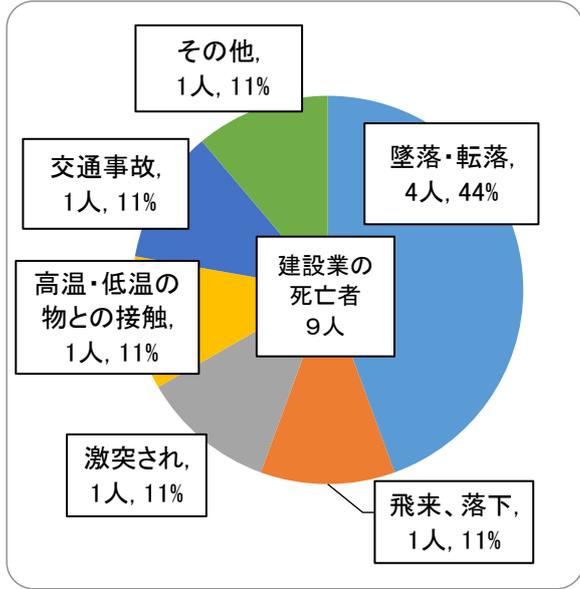
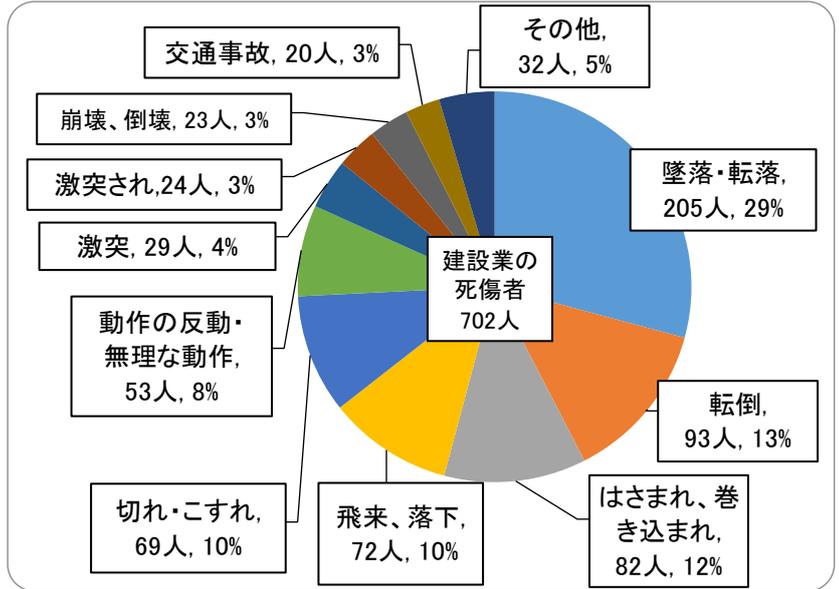


図7-2 令和4(2022)年 事故型別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



事故の型別の死亡者数は、図7-1のとおり、「墜落・転落」による死亡者数は4人と最多である。しかし、これ以外は、「飛来・落下」、「激突され」、「高温・低温の物との接触」、「交通事故」など多岐にわたるのが令和4年の特徴である。なお、「高温・低温の物との接触」は熱中症による死亡者である。そのほか、新型コロナウイルス感染症による死亡者が1人発生している。

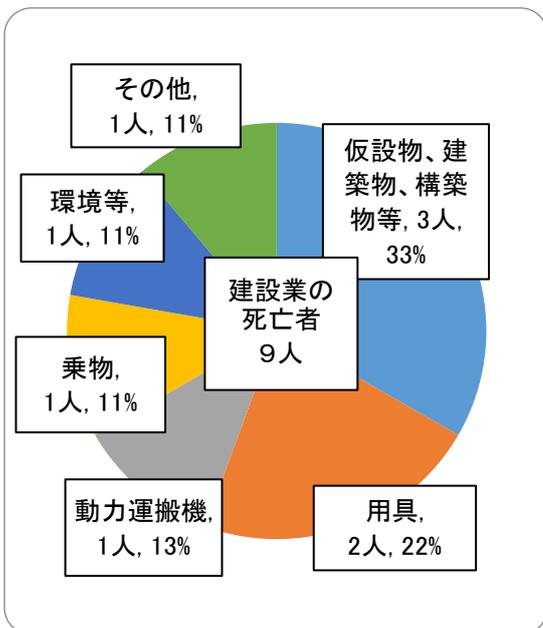
事故の型別災害の死傷者は、図7-2のとおり、「墜落・転落」が205人(29%)と最も多く、約3割を占めている。次いで「転倒」

93人(8%)、「はさまれ・巻き込まれ」82人(12%)、「飛来・落下」72人(10%)、「切れ・こすれ」69人(10%)、「動作の反動・無理な動作」53人(8%)と続いている。

なお、令和5年3月14日に足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る改正労働安全衛生規則が公布され、足場の点検の確実な実施等(令和5年10月1日施行)及び一側足場の使用範囲の明確化(令和6年4月1日施行)に係る対策の強化が図られた。また、併せて「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」が改正されている。

8 起因物別の災害発生状況

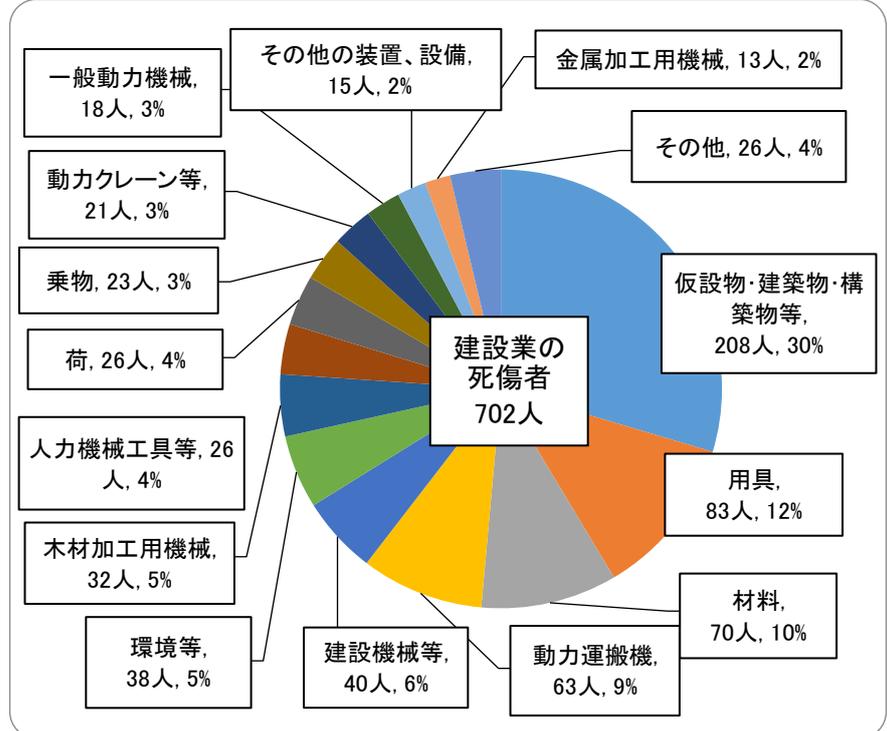
図8-1 令和4(2022)年 起因物別の死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



起因物別の死亡者数は、図8-1のとおりであった。

死傷者数においては、「墜落・転落」災害が多いことにより、起因物としても「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、208人で全体の30%を占めていた。次いで、「用具」83人(12%)、「材料」70人

図8-2 令和4(2022)年 起因物別の死傷者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



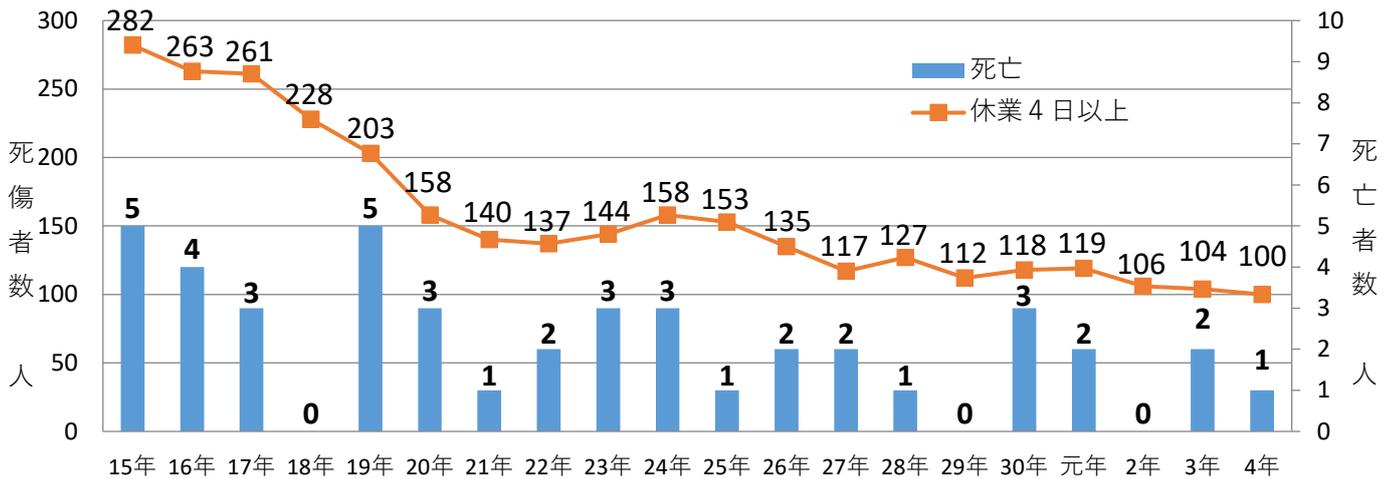
(10%)、「動力運搬機」63人(9%)、「建設機械等」40人(6%)、「環境等」38人(5%)、「木材加工用機械」32人(5%)

と続いている(図8-2)。なお、脚立、はしご、ロープ等は「用具」の分類に含まれる。

9 木造家屋等建築工事における災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

図9-1 木造家屋等建築工事における死傷者数推移 (平成15年～令和4年)



令和4年の木造家屋等建築工事における死亡者数は1人で、はしご等が起因物であった。

死傷者数は、図9-1のとおり、長期的に減少傾向にあり、令和4年は前年から4人減り100人となった。

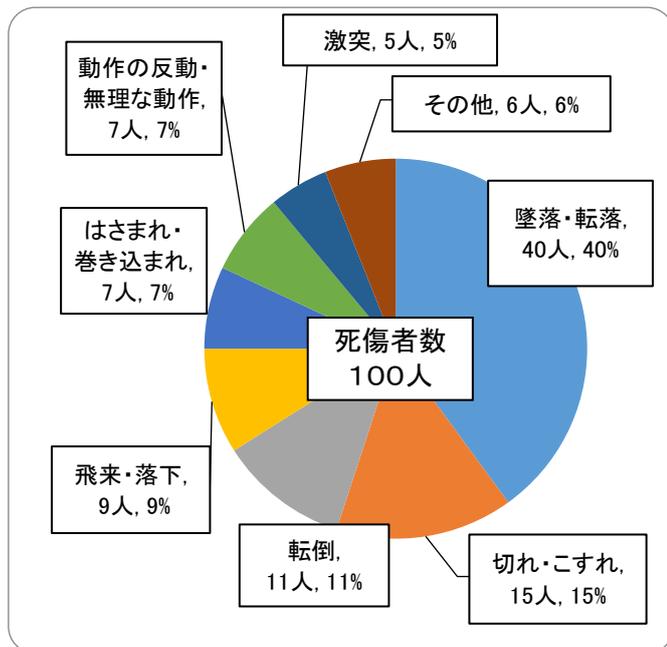
なお、木造家屋等建築工事における平成15年以降の死亡者43人について事故の型別の発生傾向を考察すると、「墜落・転落」災害が32人であり死亡者全体の72.1%を占めている。

木造家屋等建築工事における重篤な災害要因である「墜落・転落」災害を防止するには、現場における墜落・転落防止対策の徹

底が最も優先度が高いことから、建方作業時に先行して足場を設置する「足場先行工法」による現場施工が重要である。なお、「足場先行工法に関するガイドライン」は改正が予定されている。

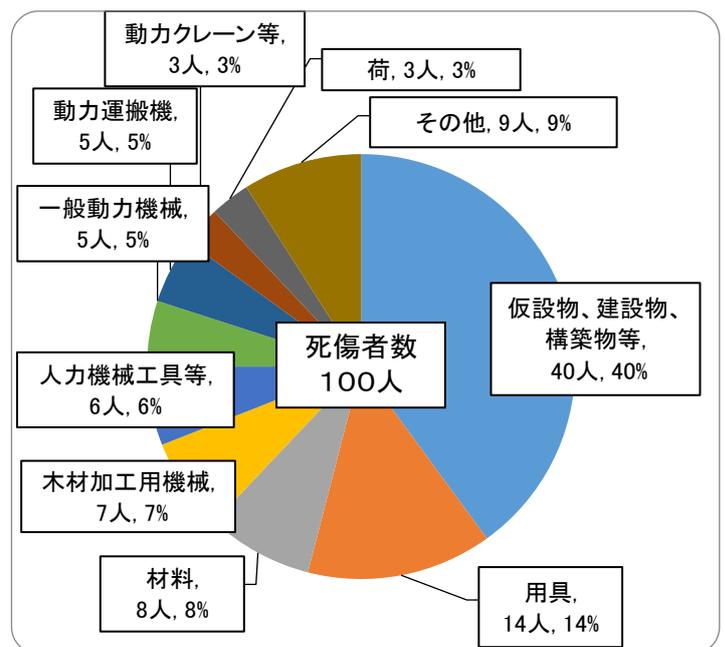
また、令和5年3月14日に足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る改正労働安全衛生規則が公布され、足場の点検の確実な実施(同年10月1日施行)、一側足場の使用範囲の明確化(令和6年4月1日施行)等対策の充実強化が図られ、併せて「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」が改正された。

図9-2 令和4(2022)年 事故の型別の死傷者数



木造家屋等建築工事における死傷者数は、図9-2のとおり、事故の型別では、「墜落・転落」が40人と最も多く40%を占めており、2番目以降は、「切れ・こすれ」15人(15%)、「転倒」11人(11%)、「飛来・落下」9人(9%)であり、以下「はさまれ・巻き込まれ」、「動作の反動・無理な動作」、「激突」と続いている。

図9-3 令和4(2022)年 起因物別の死傷者数

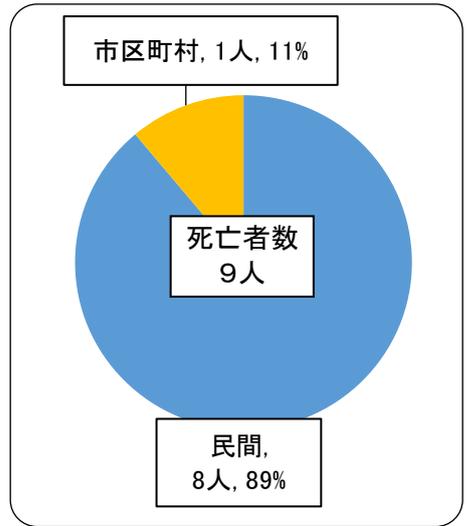
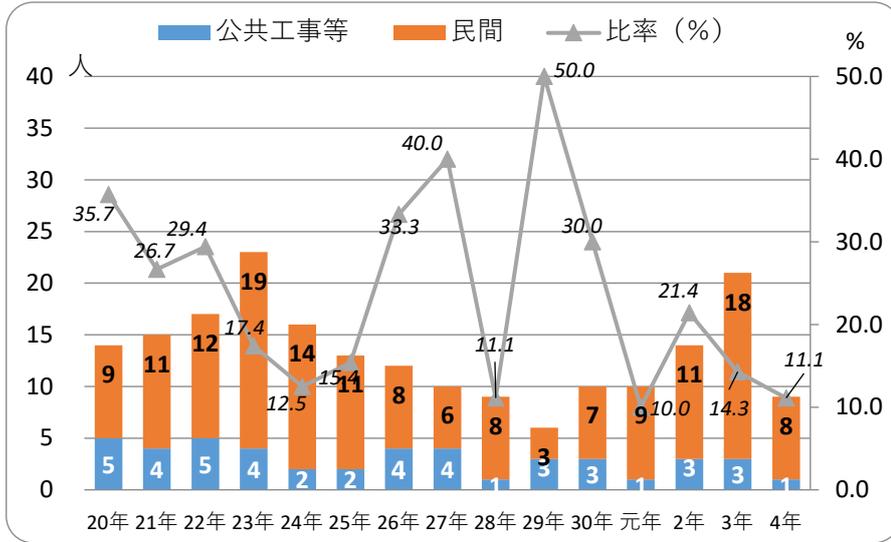


また、起因物別では、図9-3のとおり、「仮設物、建築物、構築物等」の死傷者数が40人と最も多く全体の40%を占めており、2番目以降は、「用具」14人(14%)、「材料」8人(8%)、「木材加工用機械」7人(7%)であり、以下「人力機械工具」、「一般動力機械」、「動力運搬機」と続いている。

10 公共工事等における災害発生状況

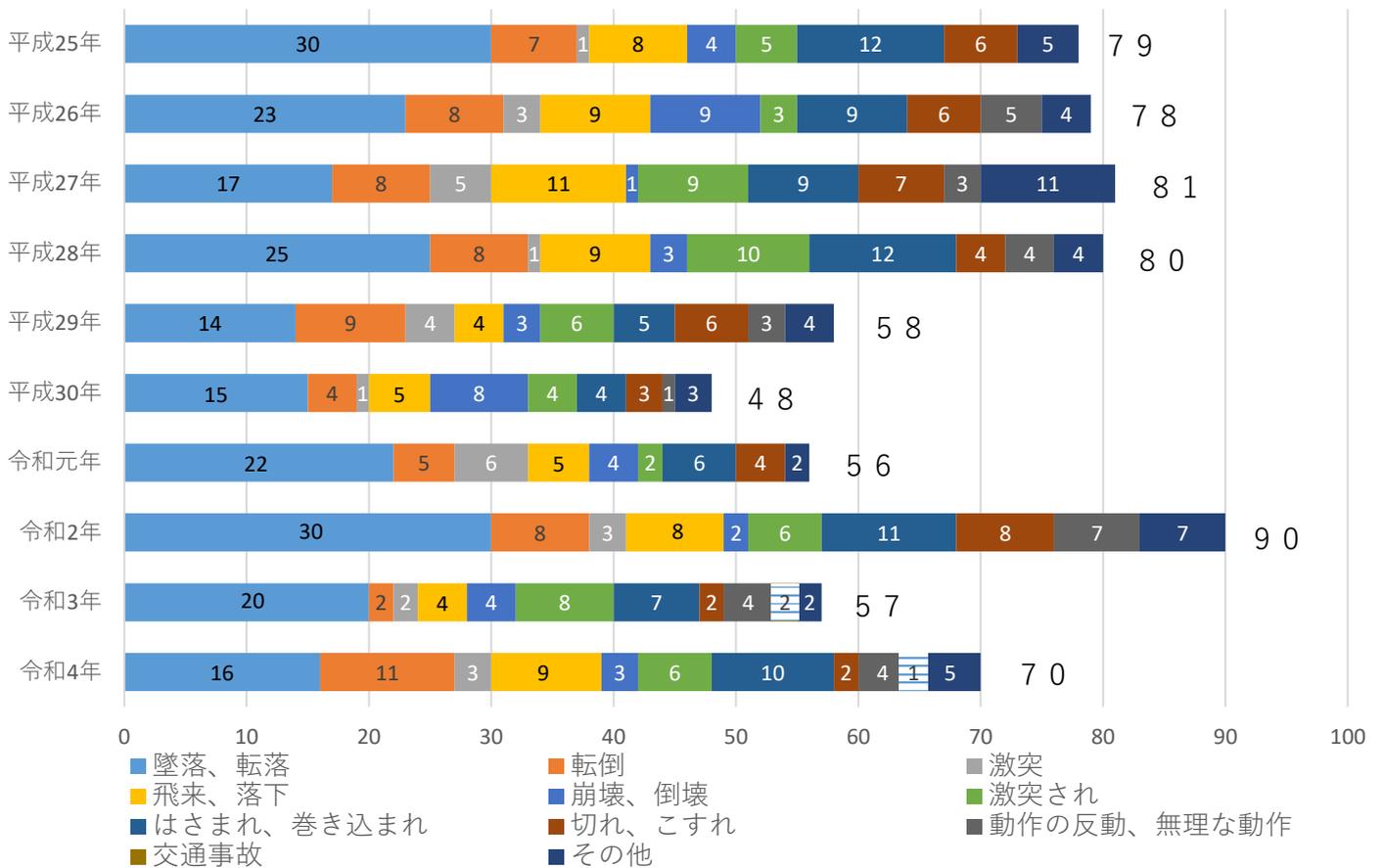
図10-1 公共工事等における死亡者数・比率
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

図10-2 令和4年 発注者別死亡者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



令和4年の建設業における死亡者9人のうち、公共工事等で発生したのは、1人(11%)であった。

図10-3 公共工事等における事故型別の死傷者数 (新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



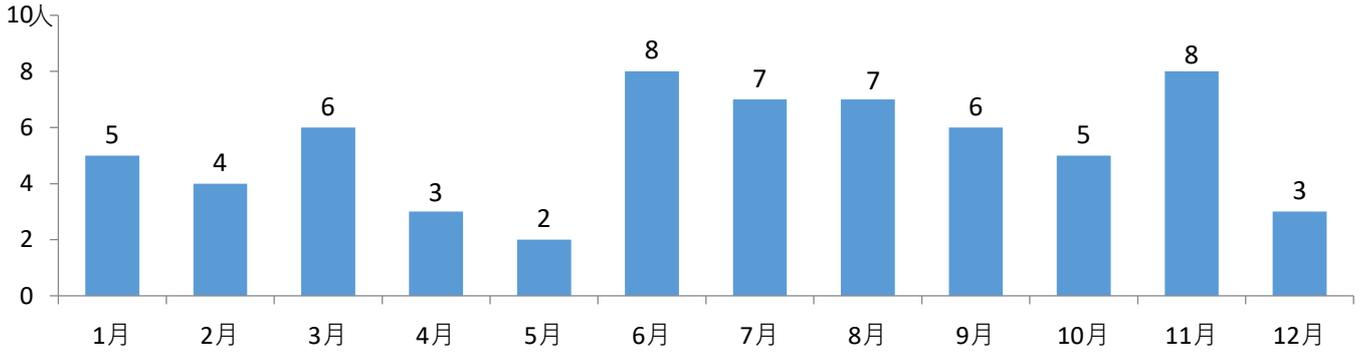
令和4年の公共工事等における死亡者は1人であり、建設業全体の11%を占めた。なお、公共工事等における発注者別の内訳は、国が0人、地方公共団体(県および市区町村)1人、公団等0人であった。さらに、工事種別の内訳は、土木工事業が1人で、建築

工事業及びその他の建設業は0人であった。

令和4年の公共工事等における死傷者70人について、事故の型別の内訳としては、「墜落、転落」が16人(23%)と最も多く、次いで「転倒」11人(16%)、「はさまれ、巻き込まれ」10人(14%)、「飛来、落下」(13%)となった。

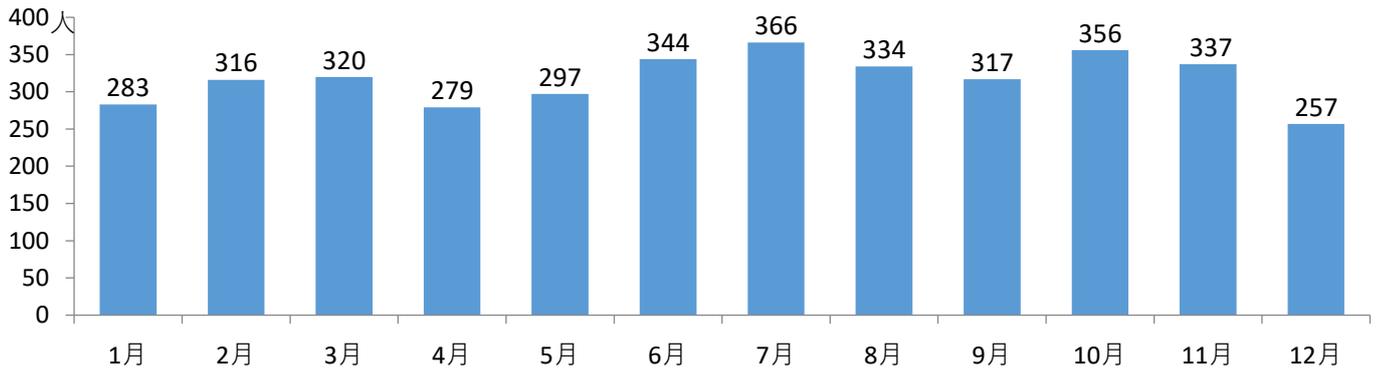
11 月別の死亡・死傷災害発生状況

図11-1 月別の死亡災害発生状況(平成30年～令和4年(過去5年)の月別累計)
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



過去5年間の月別死亡災害発生状況(5年間月別累計)は、図11-1のとおりであり、6～8月及び11月に多く発生している。特に梅雨明けには猛暑となることが多いため、熱中症の予防に関し、注意が必要である。

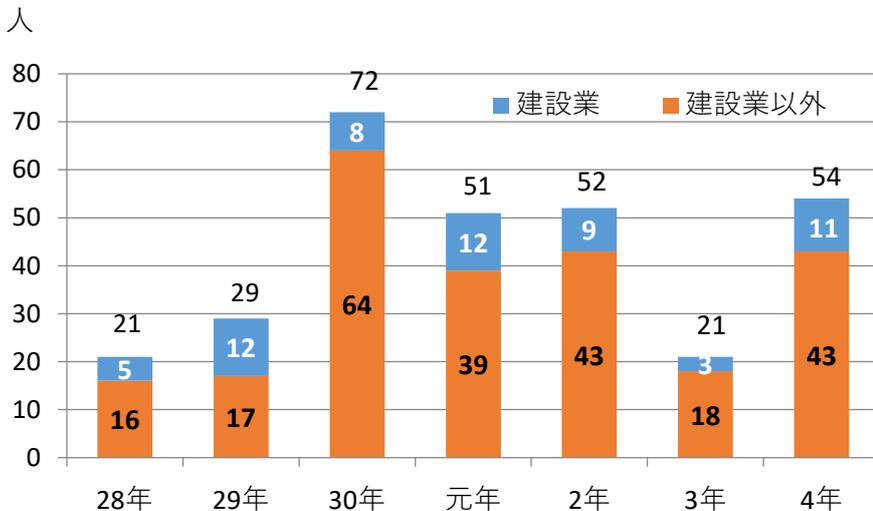
図11-2 月別の死傷災害発生状況(平成30年～令和4年(過去5年)の月別累計)
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



過去5年間の月別死傷災害の発生状況(6年間月別累計)は、図11-2のとおりであり、7、10月に多く発生している。特に梅雨明けには猛暑となることが多いため、熱中症の予防に関し、注意が必要である。

12 熱中症災害発生状況

図12 平成28年～令和4年 熱中症災害発生状況(年別業種別死傷災害発生状況)



- 熱中症を予防するために
- ①冷房を備えた休憩場所、日陰などの涼しい休憩場所を確保する。
 - ②氷、冷たいおしぼりなどの身体を適宜に冷やすことのできる物品や設備を配置する。塩及び飲料水を備える。
 - ③暑さ指数(WBGT値)を活用する。
(WBGT値: 温度、湿度、輻射熱の3つを取り入れた指標)
 - ④日常の体調管理を徹底し、脱水症状を起こす誘因になりかねない作業前日の夜遅くまでの深酒を避け、作業に備えた十分な睡眠を確保する。

過去7年間の建設業、建設業以外の全業種における死亡及び休業4日以上熱中症の発生状況は、図12のとおりである。令和4年は、気温35度以上となるようないわゆる「猛暑日」が、令和2年と同程度であったこともあり、猛暑日の少なかった令和3年と比べ発症者数は大幅に増加した。

建設業における熱中症による死亡災害について、平成30年及び

令和元年に1人ずつ発生した後は発生していなかったが、令和4年に1人熱中症による死亡災害が発生した(現場で発症し、搬送され数日後に死亡)。

厚生労働省では、熱中症予防の徹底を図ることを目的として、今年も令和5年5月1日から9月30日までの期間に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開している(資料後掲)

令和4年における建設業の死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1	3月 9時頃	その他の建設工事業 自社 30～49人	玉掛用具 飛来、落下	<p>【発生状況】 資材置場において、資材（約600kg）を移動式クレーンでつって旋回中、目通し1本つりのワイヤロープがフックから外れて落下し、つり荷に介添えロープを取り付けようとしていた被災者が下敷きとなった。50～54歳（1次下請）</p> <p>【災害防止のポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資材置場の作業についても、作業計画を定めること。作業計画を定める際、荷の形状に応じた適切な玉掛け方法、作業者及び車両の配置、その他安全の確保に十分配慮した作業標準を定めること（2本づり等の安定する方法で玉掛けを行うことが原則である。）。 2 移動式クレーンの作業半径内に労働者を立ち入らせないように、確実な立ち入り禁止措置を講ずること。また、作業を行う場所の状況に応じて誘導員の配置も検討すること 3 ワイヤロープが確実にフックにかかっているのを確認してからつり上げが行われるよう、玉掛け者、クレーン運転者の教育を行うこと。
2	4月	建築工事業 民間 ～9人	その他の起因物 その他	<p>【発生状況】 新型コロナウイルス感染症にり患し死亡した。配管工30～34歳（3次下請）</p> <p>【災害防止のポイント】 国土交通省「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」による対策の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労働衛生管理体制の再確認 2 換気の徹底等の作業環境管理 3 職場の実態に応じた作業管理 4 手洗い励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育 5 日々の体調管理等も含めた健康管理 <p>特に三つの密が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスにおける感染防止の徹底</p>
3	6月 10時頃	建築工事業 民間 ～9人	高温・低温環境 高温・低温の物との接触	<p>【発生状況】 2階建て木造住宅の外部足場を約1時間かけて解体後に、熱中症による体調不良となり病院へ搬送されたが、十数日後に死亡した。 発症時は気温31.7℃、湿度59%、（WBGT値28℃相当熱中症嚴重警戒レベル）であった。被災者は入社以降の現場作業が通算3日目であった。 ※インドネシアからの技能実習生 20～24歳（2次下請）</p> <p>【災害防止のポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暑さに慣れていない時期に屋外作業に従事させる場合、十分な休憩をとり、1週間程度かけて身体を慣らすこと 2 体調不良者を把握した場合は、ためらうことなく救急車を呼び、病院へ搬送すること 3 JIS規格に適合したWBGT指数計を現場に準備し、計測結果を活用すること 4 健康診断結果に基づき、医師の意見を聴き人員配置を行うこと 5 睡眠不足、体調不良等が熱中症の発症に影響することを踏まえ、労働者に体調管理に留意するよう指示すること

注：イラスト・災害防止のポイントは参考です、実際の災害の状況とは異なることがあります。

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4	6月 11時頃	建築工事業 民間 10～29人	作業床、歩み板 墜落、転落	<p>【発生状況】 7階建てビル新築工事現場において、地面に建てた敷地境界柵に安全掲示板を取付け中、当該柵から基礎工事のため垂直に掘り下げた縁までの間が49cmの作業場所から、2.2m下の基礎底面コンクリートに墜落した。65～69歳（1次下請）</p> <p>【災害防止のポイント】 1 墜落のおそれがある作業場所には手すりの設置等の墜落防止設備を設けること。 2 墜落防止設備を設けることが困難なとき等の場合は、墜落制止用器具を使用させる等すること。 なお、使用する墜落制止用器具の選定に当たっては、フックを掛ける位置を考慮し、適切な長さのランヤードやショックアブソーバを選定すること。 3 安全掲示板等の取付け作業についての作業手順書を整備等して、適正な作業方法を関係労働者に教育すること。</p>
5	6月 13時頃	建築工事業 民間 ～9人	その他仮設物、建築物、構築物等 墜落、転落	<p>【発生状況】 2階建て木造住宅解体工事現場において、単管を格子に組んで防じん防音シートを張った仮囲いの点検中、仮囲いの水平材（単管1本）から5m下の地面に墜落した。（安全帯不使用）20～24歳（1次下請）</p> <p>【災害防止のポイント】 1 労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させること。 2 高所作業を行う場合に昇降設備を設けること。 3 リスクアセスメントを実施すること。</p>
6	8月 14時頃	建築工事業 民間 ～9人	乗用車、バス、バイク 交通事故 (道路)	<p>【発生状況】 工事現場での作業を終えた作業員3名が自社に戻るため社有車に乗って移動中、国道の第2車線走行中に右側の中央分離帯に接触した後、第1車線のガードレールに衝突して横転した。助手席から車外に投げ出された1名が死亡し、運転席と後部座席の2名が軽傷を負った。55～59歳（2次下請）</p> <p>【災害防止のポイント】 1 管理者が労働者の体調確認を行い、異常が認められた場合は代措置を講じること。 2 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、交通労働災害防止に係る方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善を行うことにより、交通危険予知訓練の実施、交通労働災害防止に対する意識高揚に係る取組みの実施、交通安全情報マップの作成等、交通労働災害防止に計画的に取り組むこと。</p>

注：イラスト・災害防止のポイントは参考です、実際の災害の状況とは異なることがあります。

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
7	10月 15時頃	土木工事業 公共 50～99人	トラック 激突され	<p>【発生状況】 道路トンネル（約330m）新設工事の坑内で、ずり積込工2次下請の被災者はずり積替え用ドラグ・ショベルのバケットを清掃していた。同ショベルの走行に備えて側面方向に退避した被災者が、後進（方向転換の切り返し中）してきたずり搬出工（坑内運搬）1次下請の10tダンプに激突された。土工55～59歳（2次下請）</p> <p>【災害防止のポイント】 1 ダンプトラック運転者は、坑内走行に際して進行方向の確認を十分に行うこと。 2 元請が、切羽からズリピットへのズリの運搬作業状況を下請の坑内作業者に知らせ、ズリの運搬作業中にダンプトラックの走行路への立入りを禁ずること。 なお、坑内を走行する車両は、転回スペースを複数配置し前進走行を基本とすること。 3 ダンプトラックを後進させる場合は、誘導者を配置し、後方の確認を徹底すること。</p>
8	11月 13時頃	建築工事業 なし ～9人	建築物、構築物 墜落、転落	<p>【発生状況】 自社事務所で窓ガラスを拭き掃除中、全開にした窓（高さ2m×幅1m）から、建物の外の2.2m下のコンクリート床面に墜落した。アルバイト70～74歳</p> <p>【災害防止のポイント】 1 窓の清掃作業の際に、窓を開放させたまま、窓の手前の手すりを乗り越えて作業を行わせないこと。 2 従事する作業内容に応じた適正な作業方法について、関係労働者に対して改めて教育を実施すること。 3 必要に応じて墜落制止用器具、保護帽の着用による対策を行うこと。</p>
9	11月 15時頃	建築工事業 民間 10～29人	はしご等 墜落、転落	<p>【発生状況】 2階建て民家の雨樋の清掃中、下屋根（軒先高さ約3m）上からはしご（長さ約4mの脚立兼用はしご）に乗っていたときにはしごの下端が滑り、地面に墜落した。一般作業員40～44歳</p> <p>【災害防止のポイント】 1 高さ2メートル以上の高所において作業を行う際は、手すり・中さん等の墜落防止設備を備えた作業床（足場）を設置すること。 また、作業場所の状況等から墜落防止設備を設けることが困難な場合は、墜落制止用器具を使用するための設備を設け、作業を行う労働者に対して要求性墜落制止用器具を使用させること。そのほか、地上からの可搬式作業台を用いた作業方法等についても検討すること。 2 移動はしごを使用する場合は、上部及び下部を固定する等転位防止を確実にすること。 3 リスクアセスメント実施すること。</p>

注：イラスト・災害防止のポイントは参考です、実際の災害の状況とは異なることがあります。

令和5年における建設業の死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1	2月 8時頃	その他の建設工事業 民間 ～9人	玉掛用具 飛来、落下	<p>【発生状況】 工場内の配管工事現場で、交換用ボルト・ナット約30kgを繊維製道具袋に詰め、ホイストでつり上げ中、約1.5mの高さで袋の持ち手紐が破断して袋が落下し、下の地面で次のつり荷を準備していた被災者の頭に当たった。65～70歳（元請）</p> <p>【災害防止のポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 クレーン等で荷をつり上げる場合には、つり荷の形状、重量等に対応した用具を用い、適切な方法により玉掛けを行うこと。 2 つり荷の下には原則として作業者を立ち入らせないこと。 3 安全作業体制の確立を図ること。
2	2月 16時頃	土木工事業 公共 ～9人	掘削用機械 墜落、転落	<p>【発生状況】 河川工事現場で、ドラグ・ショベルを運転し、残土を詰めたフレキシブルコンテナバッグ2個をつって旋回中に、川岸の仮設道路から約3m下の川底に車両ごと墜落した。60～64歳（1次下請）</p> <p>【災害防止のポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき以外に、ドラグショベルによる荷の吊り上げ等の用途外使用を行わないこと。 2 荷を移動させるときは、クレーンモードに切り替えて吊り上げ移動作業を行うこと。 3 予め作業計画を定め、リスクアセスメント等により、作業の安全性、妥当性を十分検証した上で、作業を行うこと。 4 能力向上教育等を受講させるなど、労働者に対し安全衛生教育を徹底すること。
3	3月 14時頃	建築工事業 民間 100～299人	地山、岩石 崩壊、倒壊	<p>【発生状況】 ビル新築工事現場で、基礎杭の杭頭の計測のため、杭頭までドラグ・ショベルで穴を掘り、その穴に下りて杭頭の上に残る土をスコップで払い落とし中、掘削面が土砂崩壊した。20～24歳（元請）</p> <p>【災害防止のポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 掘削工事を行う際には、事前に発注者から地層、地質などの状況を調査した地質調査資料を入手し、それに基づいた現場の実地調査を行うとともに、掘削開始後においても、随時、地層、地質の状態やそのき裂、含水、湧水などの状況を記録する必要があること。 2 地山の崩壊、土塊、土石の落下などのおそれがある場所に労働者を立ち入らせる場合は、あらかじめ土止め支保工の組立図を作成し、それに基づいた土止め支保工を掘削作業開始前に適正に設置しておくこと。 3 掘削作業についても、土止め支保工の設置後の作業の方法、手順を定め、全員に周知しておくこと。 4 元請と事前にその日の作業開始前に、安全ポイントの打合せを行い、掘削作業における危険性、作業時の注意事項等の相互確認を行っておくこと。

注：イラスト・災害防止のポイントは参考です、実際の災害の状況とは異なることがあります。

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4	3月 16時頃	建築工事業 民間 30～49人	トラック 交通事故 (道路)	<p>【発生状況】 ビル新築工事現場で、型枠材搬入を終えたトラックの運転者が降車中に、警備員が下り坂の輪止めを外したため無人で動き出し市道に出た。運転者は警備員2名とともに車の前で押し止め中に転倒し、前輪にひかれた。80～84歳（2次下請）</p> <p>【災害防止のポイント】 1 荷降ろしを行う場合は、原則として、平坦な場所で行う。 2 運転席から離れるときは、エンジンを止め、ブレーキを確実にかける。また、念のため輪止めを使用する。 3 労働者に対し、作業による危険性、危険を防止するための方法、作業手順等について、安全教育を実施する。</p>
				
5	3月 12時頃	土木工事業 公共 10～29人	地山、岩石 崩壊、倒壊	<p>【発生状況】 道路に埋設された下水管の交換工事現場で、古い下水管を撤去後の深さ1.3m、幅1.1m、長さ9mの掘削溝に下りてスコップで掘削中、掘削面が土砂崩壊した。75～79歳（1次下請）</p> <p>【災害防止のポイント】 1 掘削工事を行う際には、事前に発注者から地層、地質などの状況を調査した地質調査資料を入手し、それに基づいた現場の実地調査を行うとともに、掘削開始後においても、随時、地層、地質の状態やそのき裂、含水、湧水などの状況を記録する必要があること。 2 地山の崩壊、土塊、土石の落下などのおそれがある場所に労働者を立ち入らせる場合は、あらかじめ土止め支保工の組立図を作成し、それに基づいた土止め支保工を掘削作業開始前に適正に設置しておくこと。 3 掘削作業についても、土止め支保工の設置後の作業の方法、手順を定め、全員に周知しておくこと。 4 元請と事前にその日の作業開始前に、安全ポイントの打合せを行い、掘削作業における危険性、作業時の注意事項等の相互確認を行っておくこと。</p>
				

注：イラスト・災害防止のポイントは参考です、実際の災害の状況とは異なることがあります。

1 第9次計画の期間

本計画は2023年度を初年度とし、2028年度を最終年度とする5ヵ年計画とする。ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

2 第9次計画の目標

関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、アウトプット指標、アウトカム指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

(1) アウトプット指標

① 会員は全事業場において、重篤度の高い労働災害の防止対策に重点的に取り組む。特に会員は全事業場において、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントをし、危険・有害要因の排除を徹底する。

② 会員は全事業場において、死傷災害減少に向けて、高齢労働者の労働災害防止対策、健康確保対策等を実施し、職場環境の完全に取り組む。

(2) アウトカム指標

① 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を「第8次計画」期間の平均発生件数に対して15%以上減少させる。

② 計画期間中の墜落、転落による死亡災害の平均発生件数を、「第8次計画」期間の平均発生件数に対して15%以上減少させる。

③ 計画期間中の死傷災害の平均発生件数を令和4年の発生件数（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く）に対して、5%以上減少させる。

④ 60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年までに減少に転じさせる。

3 神奈川支部における数値目標

(1) 死亡災害の平均発生件数

「第8次計画」期間の神奈川における平均発生件数

2018年10件 2019年10件 2020年14件 2021年21件 2022年9件 合計64件

年平均12.8件の15%以上減の各年における減少目標は10件（期間中では54件）

(2) 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数

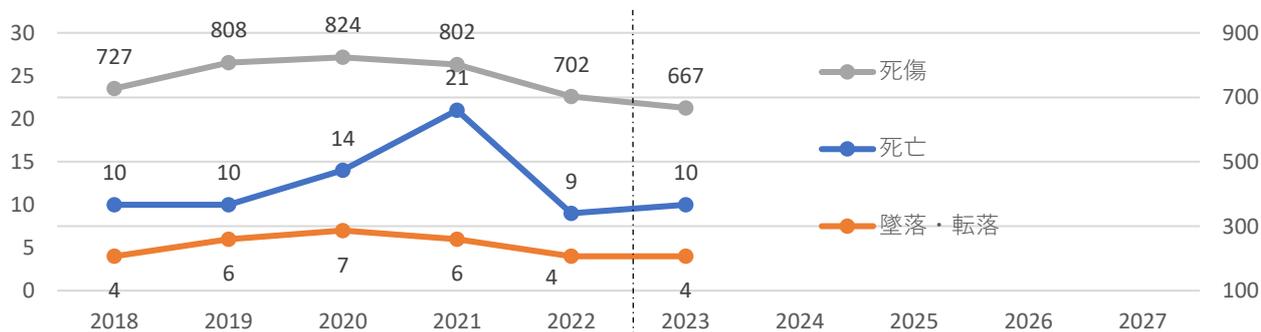
「第8次計画」期間の神奈川における平均発生件数

2018年4件 2019年6件 2020年7件 2021年6件 2022年4件 合計27件

年平均5.4件の15%以上減の各年における減少目標は4件（期間中では23件）

(3) 計画期間中の休業4日以上の死傷災害の平均発生件数

令和4年の発生件数（コロナ除く）702件の5%減の目標値は 667件



かながわ安全強靱化計画実施要綱 ～Kanagawa Safety Resilience～

1 趣旨

建設業労働災害防止協会（以下建災防とする）においては、「第9次建設業労働災害防止5か年計画」（計画期間2023年度～2027年度）（以下第9次計画とする）を【建災防第9次計画】

(1) アウトプット指標

- ① 会員は全事業場において、重篤度の高い労働災害の防止対策に重点的に取り組む。特に会員は全事業場において、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントをし、危険・有害要因の排除を徹底する。
- ② 会員は全事業場において、死傷災害減少に向けて、高年齢労働者の労働災害防止対策、健康確保対策等を実施し、職場環境の完全に取り組む。

(2) アウトカム指標

- ① 計画期間中の**死亡災害の平均発生件数**を「第8次計画」期間の平均発生件数（13件）に対して15%（2件）以上減少させる。【11件】
- ② 計画期間中の**墜落、転落による死亡災害の平均発生件数**を、「第8次計画」期間の平均発生件数（5件）に対して15%（1件）以上減少させる。【4件】
- ③ 計画期間中の**死傷災害の平均発生件数**を令和4年の発生件数（833件（暫定値））から新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害（131件）を除く（702件）に対して、5%（35件）以上減少させる。【667件】
- ④ 60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年までに減少に転じさせる。

と設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところです。

第13次計画期間中の労働災害発生状況は、死亡災害が64人（速報値）と第12次計画期間と比べて14人増加し、墜落、転落による死亡災害は27件（+4）と、いずれも前の計画期間を上回る状況となっており、本年に入ってから死亡災害5件（暫定値）と前年同期より+3人で、そのうち墜落、転落1件となっています。

特に死亡災害では、墜落・転落、土砂崩壊、重機関連災害と建設業における3大災害が多発しており、墜落・転落の防止に、より一層強力に取り組む必要があります。

す。

さらに、深刻化している労働者の高齢化問題に対しては、第14次計画において「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取り組みを実施する事業場の割合を2027年までに50%とすると示されたところであり、同ガイドラインを踏まえ、高年齢労働者の労働災害を防止することも必要です。

こうした、建設業における労働災害の課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、作業員一人一人の安全意識の高揚を図る必要があります。

こうした認識の下、国で定めた第14次労働災害防止計画における建設業の重点である墜落、転落災害に加え、第13次計画期間中に展開した3つの運動「セーフティリボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」のさらなる進化を図り、2027年3月31日までの第14次労働災害防止期間5年間で、以下の運動に取り組むこととします。

2 期間

2023年6月2日～2028年3月31日 【代議員会からスタート】

(第14次労働災害防止推進計画の期間)

3 運動の名称

「かながわ安全強靱化計画」 kanagawa safety resilience

4 主唱者

建設業労働災害防止協会神奈川支部

5 後援

神奈川労働局及び管内各労働基準監督署

6 実施者

会員事業場の各作業員・現場管理者、会員事業場及び建設業労働災害防止協会神奈川支部

7 計画期間中における目標

(1) アウトプット指標【前記1(1)記載の本部目標に加える支部独自目標】

- ① 墜落、転落災害防止にかかるリスクアセスメント実施事業場の割合を85%以上とする。【第14次計画準拠】
- ② 3つの運動にかかるそれぞれの Safety※において実施している事業場の割合

を2023年と比較して2027年までに増加させる。

(2) アウトカム指標【前記1(2)記載の本部目標に加える支部独自目標】

墜落、転落災害による年間の死亡災害を0とする。

8 会員事業場の作業員・現場管理者の実施事項

(1) 墜落、転落災害の防止

「墜落、転落災害」は、法整備、仮設機材、安全衛生保護具の充実が図られているにも関わらず、建設業における死亡災害に占める割合は、3割強～4割強で推移しており、近年、下げ止まりの状況にある。

このような状況を打破するためには、労働者の不安全行動をなくすことも重要ではあるが、計画段階でのリスクアセスメントを実施し、高所での作業をなくすといった危険有害要因を根本から除去する必要がある。

設計段階・計画段階において確実にリスクアセスメントを実施し、高所作業を可能な限りなくすとともに、高所での作業を行うにあたっては、作業床の設置や作業床の端等には囲い、手すり、覆いを設けるといった基本対策を徹底すること、安全帯を使用するにあたっては、作業環境等に応じて適切な安全帯を選定・着装・使用することについて周知徹底を図る必要がある。

墜落、転落の危険性のあるすべての場所においてリスクアセスメントを実施するとともに、以下の重点対策を実施する。

【①～③項目は建災防第9次計画に準拠】

- ① リスクアセスメントの実施
- ② 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策及び安全帯使用の徹底
- ③ 墜落・転落災害撲滅キャンペーンへの取り組み

(2) セーフティリボン運動

セーフティリボン運動とは、作業員一人ひとりの目線により危険の見える化を展開することである。現場管理者、安全指導者、各作業員により以下のSafetyを基準に実施する。

Safety 1 管理者による実施

現場管理者・店社安全管理スタッフ等が現場巡視時等において気が付いた危険箇所^①に注意喚起の蛍光色等目立つリボン、テープ等を原因箇所に取り付ける。(セーフ巻き)

安全指導者が分会のパトロールの際等において、指摘した危険箇所について指導するとともに危険箇所を明確にするためにセーフ巻きを行う。

Safety 2 職長、各作業員による実施

現場内において、作業中あるいは通行中等において、ヒヤリとした、ハットしたという瞬間に、その体験した危険をほかの作業員にわかるようにセーフ巻きを行う。

セーフ巻きされた箇所を現場管理者・店社安全管理スタッフ等が確認してリスクアセスメントを行い、リスクが設備改善の必要なリスクか判断し必要な対処を行う。

(3) 3分 KY 運動

3分 KY 運動とは、通常現場で行われている KY に加え、過去の災害事例によるイラスト等を参照し、作業員一人一人が参加して災害の原因、その対策について考察することによって同種の災害の発生を抑制するとともに、KY 活動の活性化を促し、個々の安全意識の高揚をはかることによって不安全行動を防止するものであり、以下の Safety を基準に実施する。

Safety 1 過去の災害事例による実施

県内で発生した災害事例を基に作成された 3分 KY シート（神奈川支部ホームページ）を使って以下の順番で行う。

- ① 現場における KY の前後において、3分 KY シートを参照し、どのようなことが起こったのか（危険の予測）、なにが原因だったのかを話合う。（1分）
- ② 当該災害について、その対策を話し合い、自らの行動についての意思確認を行う。（1分）
- ③ 現場管理者、職長によって、実際の災害原因と、対策のポイントを説明する。（1分）

Safety 2 ヒヤリハットなどの事例による実施

作業員が実際に体験したヒヤリハットや、パトロール時等に確認した不安全行動等を収集し、その事例を基に作成された 3分 KY シートを使って上記の①から③の順番で行う。

当該ヒヤリハット事例により「新ヒヤリハット報告」を作成する。

(4) 安全行動宣言運動

安全強靱化宣言運動とは、それぞれの組織（事業所、建設現場、専門工事業者、分会など）において、組織の長（代表者、現場監督者、職長・安全責任者、分会長など）が、現在神奈川支部で取り組んでいる「セーフティリボン運動」及び「3分 KY 運動」に加え、それぞれの組織で最重点とすべき課題の対策に対応した目

標等を安全強靱化宣言として表明し、それを作業員一人一人に周知することによって、組織における設備環境の安全化、個々の安全意識の高揚をはかるものであり、以下のセーフティを基準に実施する。

Safety 1 事業者、現場管理者による宣言

事業者、現場管理者等により必要な記載を行い、作業員の見やすい場所に掲示を行う。

Safety 2 職長による宣言

各工事業者ごとに職長等により必要な記載を行い、作業員の見やすい場所に掲示を行う。

注：様式は基本的に自由であるが、参考様式として事業所における事業者向け別添1（神奈川県労働局作成）、建設現場における現場監督者、職長等に向けた別添2を示す。

9 主唱者（建設業労働災害防止協会神奈川支部）の実施事項

- (1) 強靱化計画及び3つの運動を周知するため、ポスター、リーフレット等を作成し、会員事業場に配布する。
- (2) 3つの運動の好事例等を収集して、啓発資料を作成する。
- (3) セーフ巻きのためのリボン、テープを購入し、安全指導者等に配布する。
- (4) 神奈川県労働局の監修により災害情報に基づいたイラスト入りのシート等を作成し、労働災害の現状、支部ニュース、ホームページ等に掲載する。
- (5) 神奈川支部会員を対象に計画の実施状況を計画初年度、中間年、終年度に把握する。

10 会員事業場の実施事項

- (1) 作業場、工事現場等にポスターを掲示するとともに作業員にリーフレットを配布し、強靱化計画の内容を周知・徹底する。
- (2) 強靱化計画の内容に基づき、現場において3つの運動の実施の勧奨を行う。
- (3) 事業場内で発生した災害情報を元に3分KYシートを作成し、災害情報を全現場等で共有するとともに、同種の災害発生防止に努める。
- (4) 特徴的な災害情報について、支部と情報交換を行い、新たな3分KYシートの作成に繋げる。
- (5) 作業場、工事現場等に安全行動宣言内容を掲示するとともに専門工事業者の職長等にリーフレットを配布し、安全行動宣言運動の内容を周知・徹底し効果のあったもの、効果の期待できる宣言内容について分会、支部等に情報の提供を

行う。

別紙

かながわ安全強靱化計画リーフレット

3つの運動のリーフレット（継続、一部変更）

3つの運動のマーク（継続）

※**Safety 1**、**Safety 2**の考え方は別添建災防方式「新ヒヤリハット報告」に紹介されている概念（E.Hollnagel氏の提唱する概念）を引用しているが、必ずしも同義ではありません。

かながわ安全強靱化計画

～墜落転落災害の撲滅と3つの運動～



俺は
こうする!

3分KY運動



見逃すな!
その危険

SR運動



あなたの宣言
で災害ゼロの
現場へ!

安全行動宣言

第14次
労働災害防止
推進計画

2023.4/1～

2028.3/31

展開中



後援 神奈川県労働局 各労働基準監督署
建設業労働災害防止協会神奈川支部

かながわ安全強靱化計画 (2023.6.2～2028.3.31)

～kanagawa Safety Resilience～

計画期間における目標

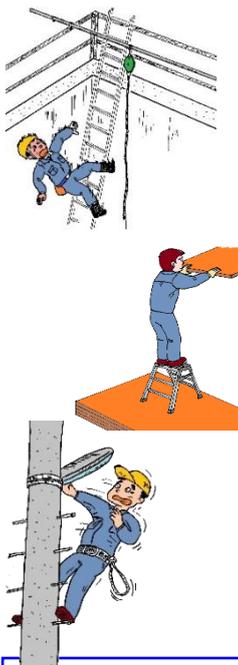
アウトプット指標

- ① 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ② 3つの運動にかかる※Safety 1、Safety 2 実施事業場の割合を増加させる。

アウトカム指標

- ① 計画期間中の墜落・転落災害による死亡災害を年間ゼロとし、平均発生件数を4件以下とする。
- ② 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を11件以下とする。
- ③ 計画期間中の死傷災害の発生件数を、667件以下とする。

墜落転落災害の撲滅



建設業における死亡災害のうち、最も災害の多いのは「墜落・転落」で、約4割を占めます。墜落転落による災害防止のため以下の項目を重点に進めてください。

- 1 安全な作業床の設置
- 2 事業者が指名した点検者により、その日の作業開始前に手すりなどの「足場用墜落防止設備」の点検と、異常を認めたときは、直ちに補修することを徹底する。
- 3 各種足場では「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省)に基づく対策の実施
- 4 低層住宅建築工事等では、「足場先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省)に基づく対策の実施
- 5 高所作業時における墜落制止用器具は原則としてフルハーネス型を使用する。



セーフティリボン運動

セーフティリボン運動とは、作業員一人ひとりの目線により危険の見える化を展開することである。現場管理者、安全指導者、各作業員等により以下のSafetyを基準に実施するものである。



そのヒヤリハット見逃すな!



Safety 1 事業者、現場管理者による実施
Safety 2 職長、作業員による実施

3分KY運動

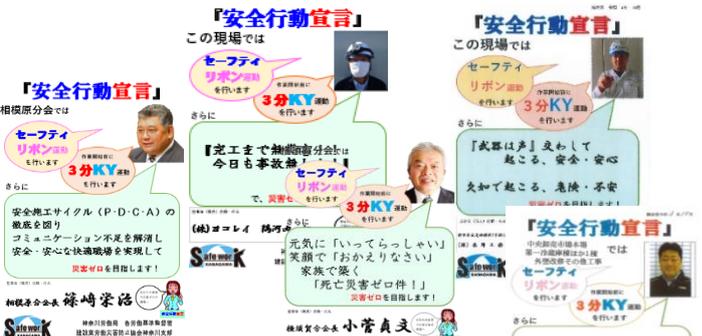
3分KY運動とは、墜落、通常現場で行われているKYに加え、過去の災害事例によるイラスト等を参照し、作業員一人一人が参加して災害の原因、その対策について考察することによって同種の災害の発生を抑制するとともに、KY活動の活性化を促し、個々の安全意識の高揚をはかることによって不安全行動を防止するものであり、以下のSafetyを基準に実施するものです。



Safety 1 支部HPの参考資料による実施
Safety 2 ヒヤリハット事例等により実施

安全行動宣言運動

安全強靱化宣言運動とは、それぞれの組織(事業所、建設現場、専門工事業業者、分会など)において、組織の長(代表者、現場監督者、職長・安全責任者、分会長など)が、現在神奈川支部で取り組んでいる運動に加え、それぞれの組織で最重点とすべき課題の対策に対応した目標等を安全行動宣言として表明し、それを作業員一人ひとりに周知することによって、組織における設備環境の安全化、個々の安全意識の高揚をはかるものです。



Safety 1 事業者、現場管理者による宣言
Safety 2 各業者の職長、安責による宣言

※Safety 1 Safety 2 はどちらが上という概念ではありません。また、E.Hollnagel氏の提唱する概念と必ずしも一致するものではありません。



～労働災害ゼロの現場を目指して～

わが社の安全宣言！

一、わが社は、経営者が先頭に立ち、
本気の安全管理に努めます。

一、わが社は、特に

ここに宣言文を記載してください。

に留意をして、現場の安全管理を
進めます。

一、わが社は、あらゆる現場を、
無災害にて竣工し、作業員の命を
守ります。

令和 年 月 日

宣言者 ここにご氏名等記載ください

安全強靱化宣言

この現場では

セーフティ
リボン運動

を行います

作業開始前に

3分KY運動

を行います

宣言者
の写真

さらに

災害ゼロを目指します！

監督者（職長）役職・氏名



あなたの宣言
で災害ゼロの
現場へ

安全強靱化宣言



神奈川県労働局 各労働基準監督署
建設業労働災害防止協会神奈川支部

作業開始前の **3分** **KY**



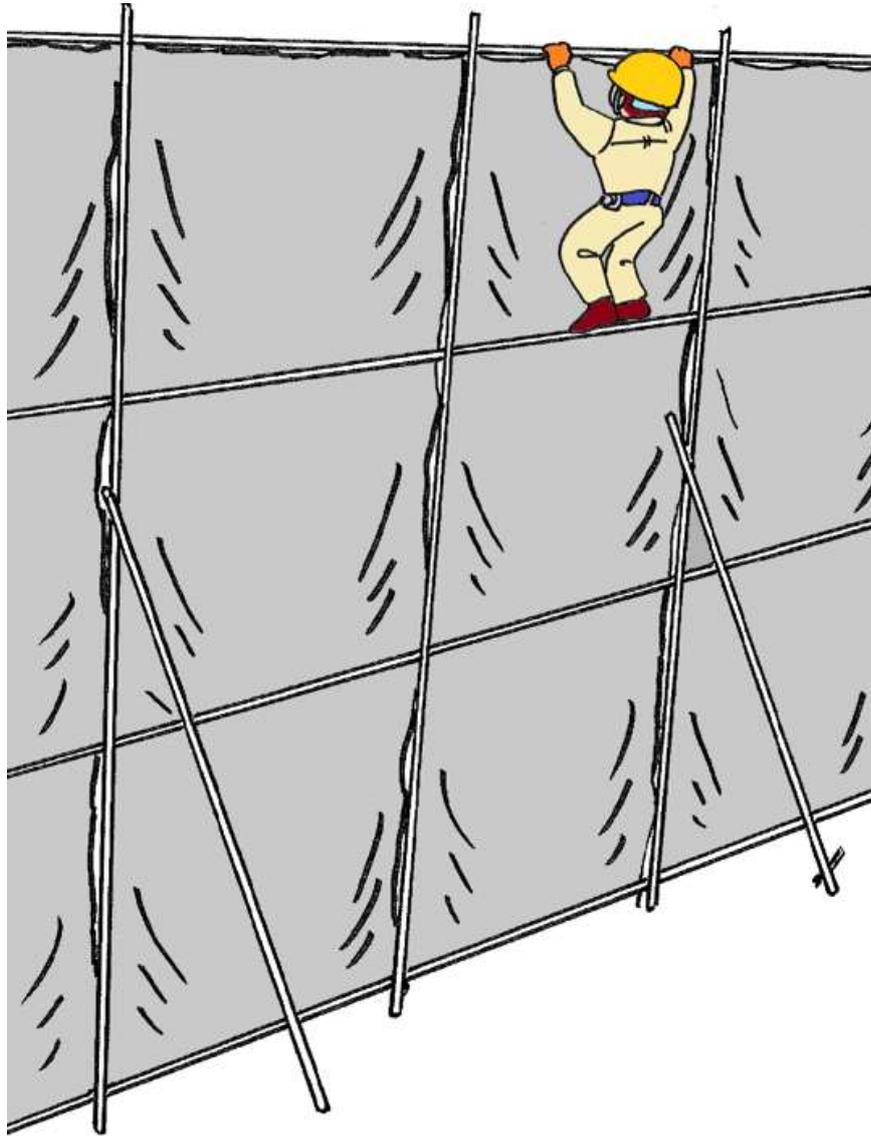
柵の外側で作業

この後、なにが起こった？

私 はこうする！

※正解のヒントは「あなたの現場は大丈夫」に！

作業開始前の **3分** **KY**



養生用仮囲いの点検

この後、なにが起こった？

私 はこうする！

※正解のヒントは「あなたの現場は大丈夫」に！

作業開始前の **3分** **KY**

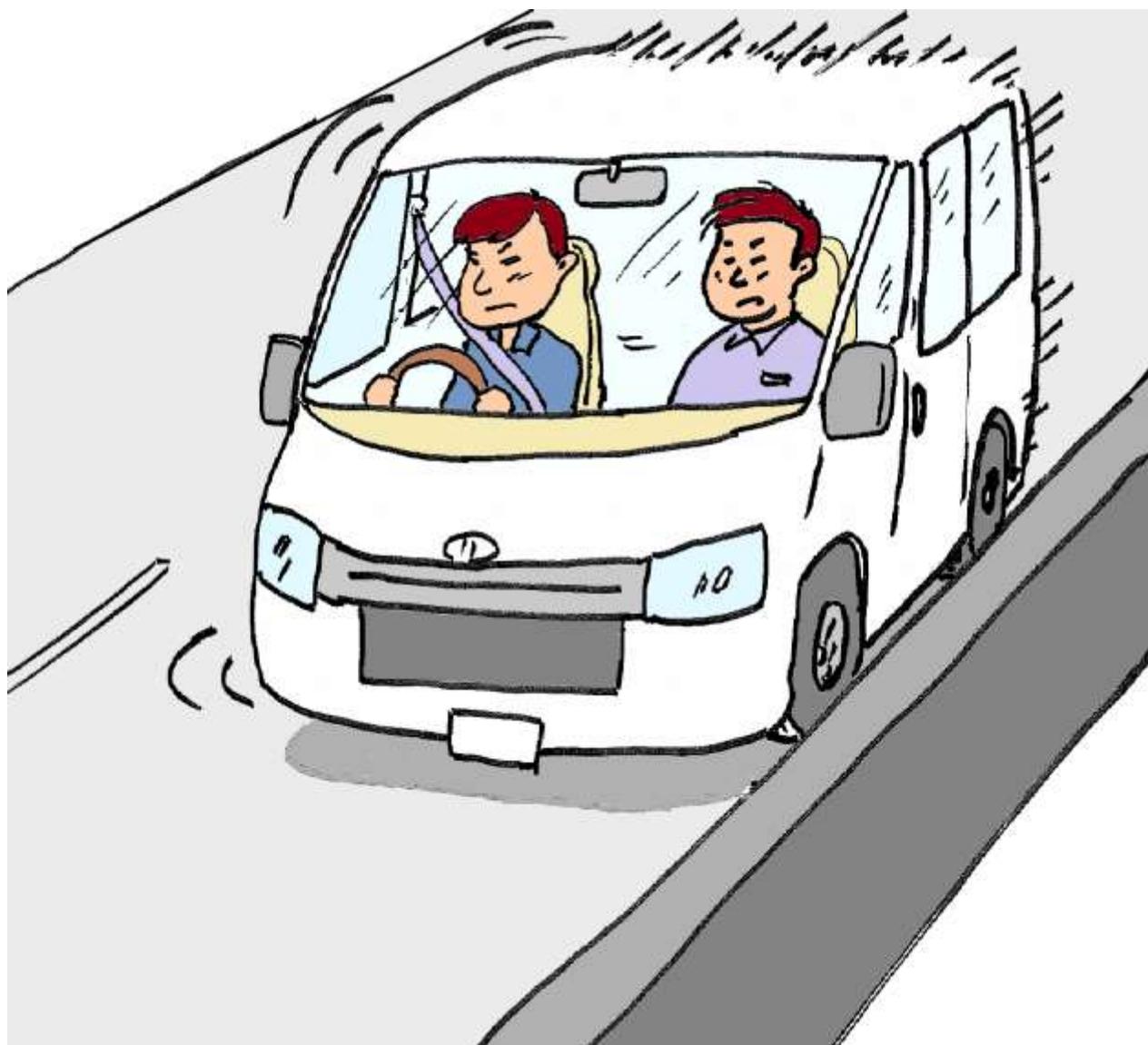


暑いところで作業
この後、なにが起こった？

私 はこうする！

※正解のヒントは「あなたの現場は大丈夫」に！

作業開始前の **3分** **KY**



帰り道で . . .

この後、なにが起こった？

私 はこうする！

※正解のヒントは「あなたの現場は大丈夫」に！

作業開始前の **3分** **KY**

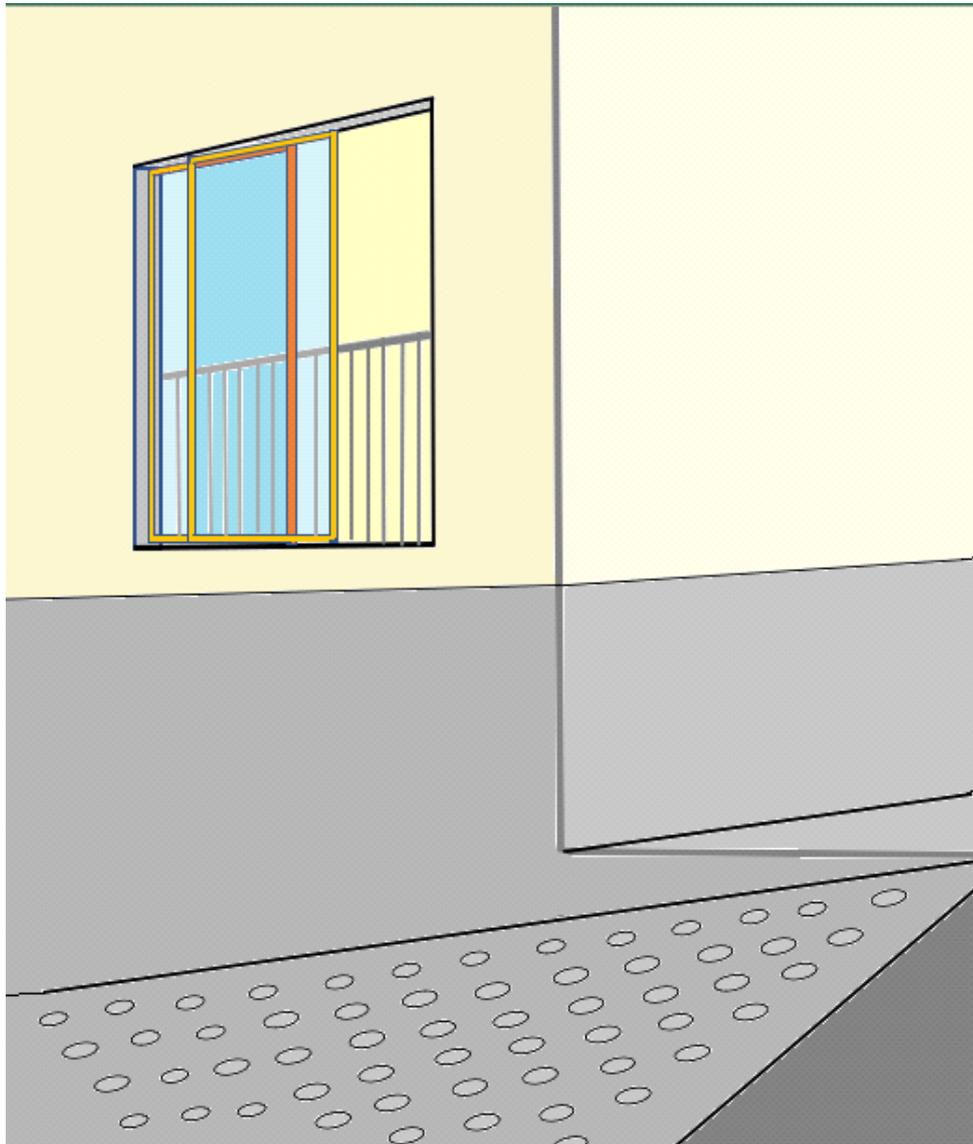


ダンプの通り道を横断
この後、なにが起こった？

私 はこうする！

※正解のヒントは「あなたの現場は大丈夫」に！

作業開始前の **3分** **KY**



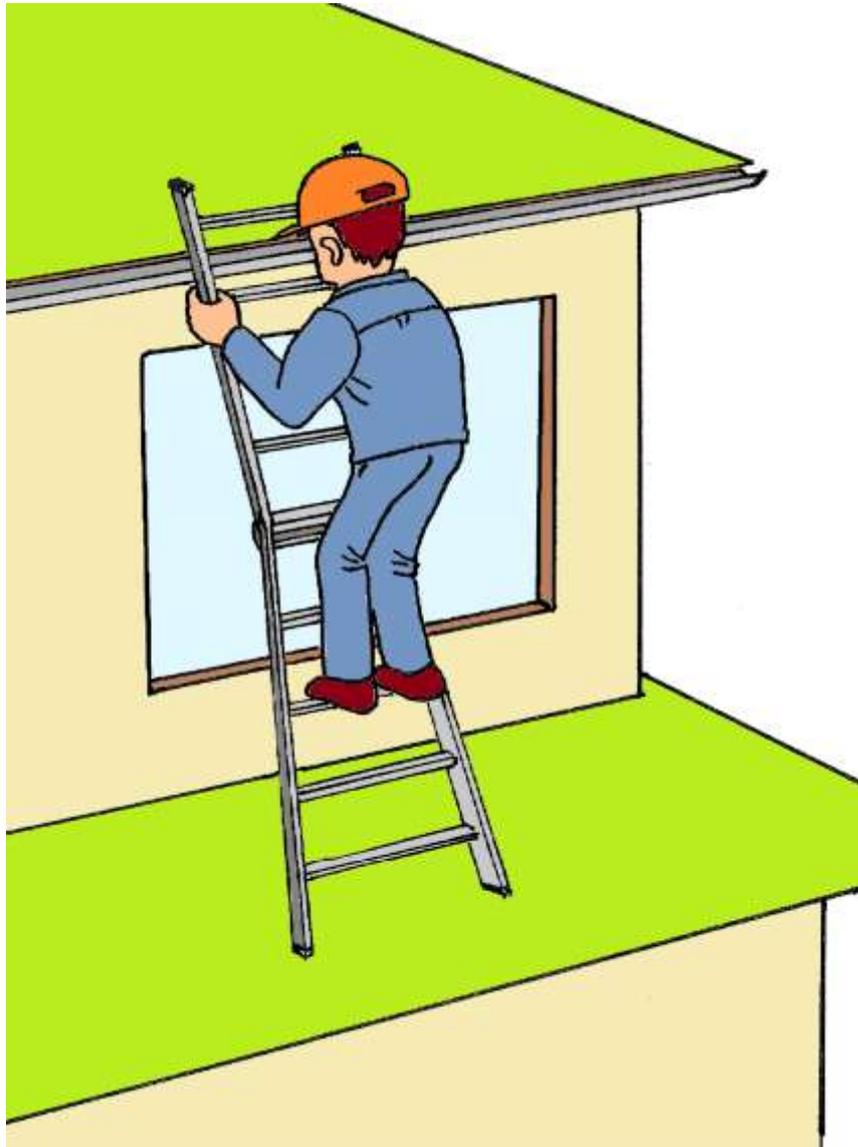
窓際で掃除

この後、なにが起こった？

私 はこうする！

※正解のヒントは「あなたの現場は大丈夫」に！

作業開始前の **3分** **KY**



屋根にはしご、その上に
この後、なにが起こった？

私 はこうする！

※正解のヒントは「あなたの現場は大丈夫」に！

作業開始前の **3分** **KY**



土止めのない深さ1.3mの溝
この後、なにが起こった？

私 はこうする！

※正解のヒントは「あなたの現場は大丈夫」に！

作業開始前の **3分** **KY**

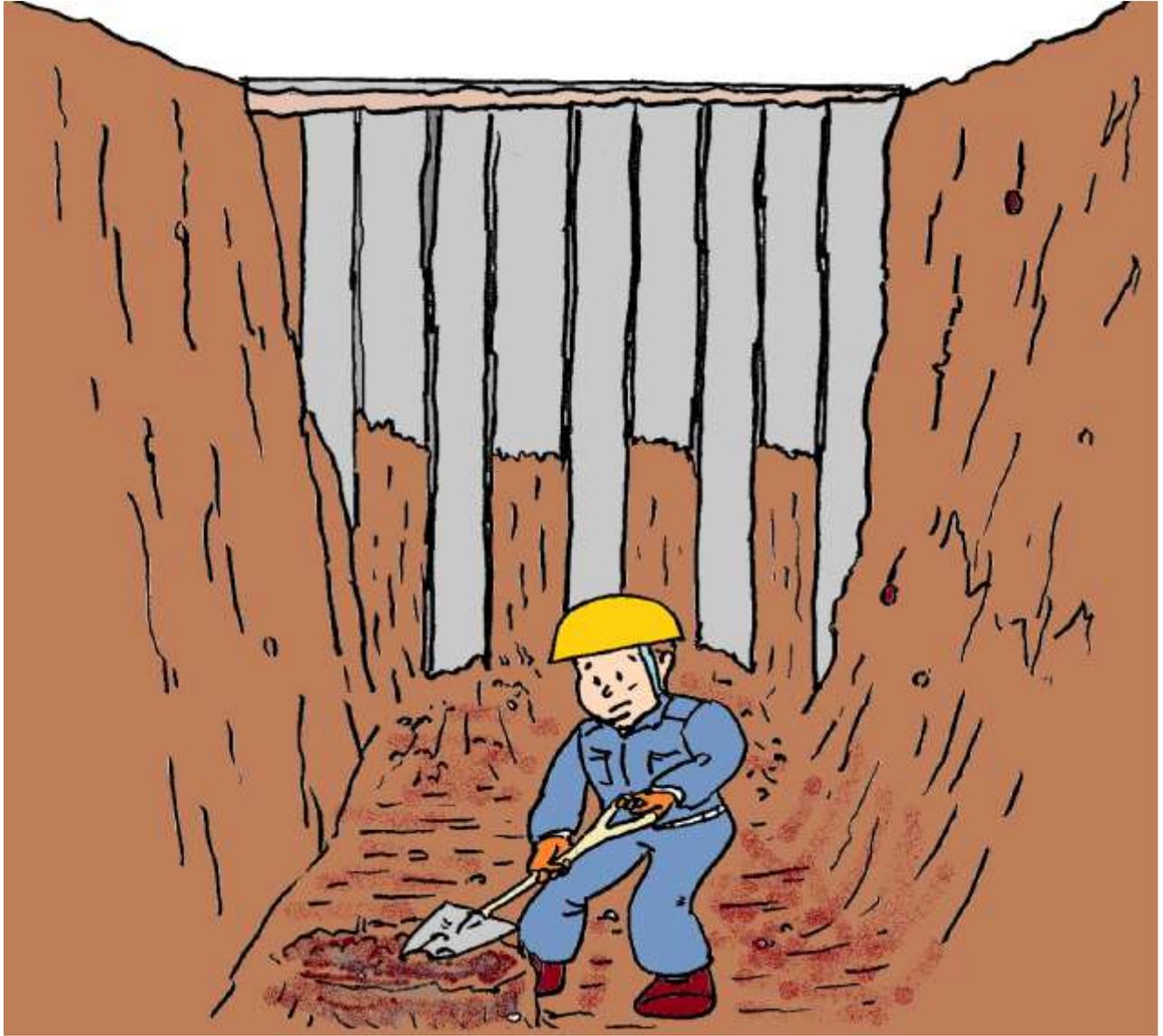


下り坂で輪止めが外れ
この後、なにが起こった？

私 はこうする！

※正解のヒントは「あなたの現場は大丈夫」に！

作業開始前の **3分** **KY**

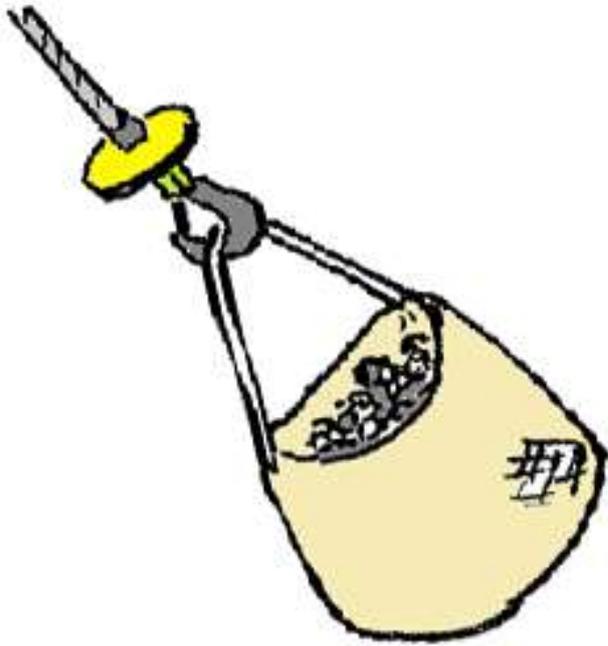


土止めのない穴で作業中
この後、なにが起こった？

私 はこうする！

※正解のヒントは「あなたの現場は大丈夫」に！

作業開始前の **3分** **KY**

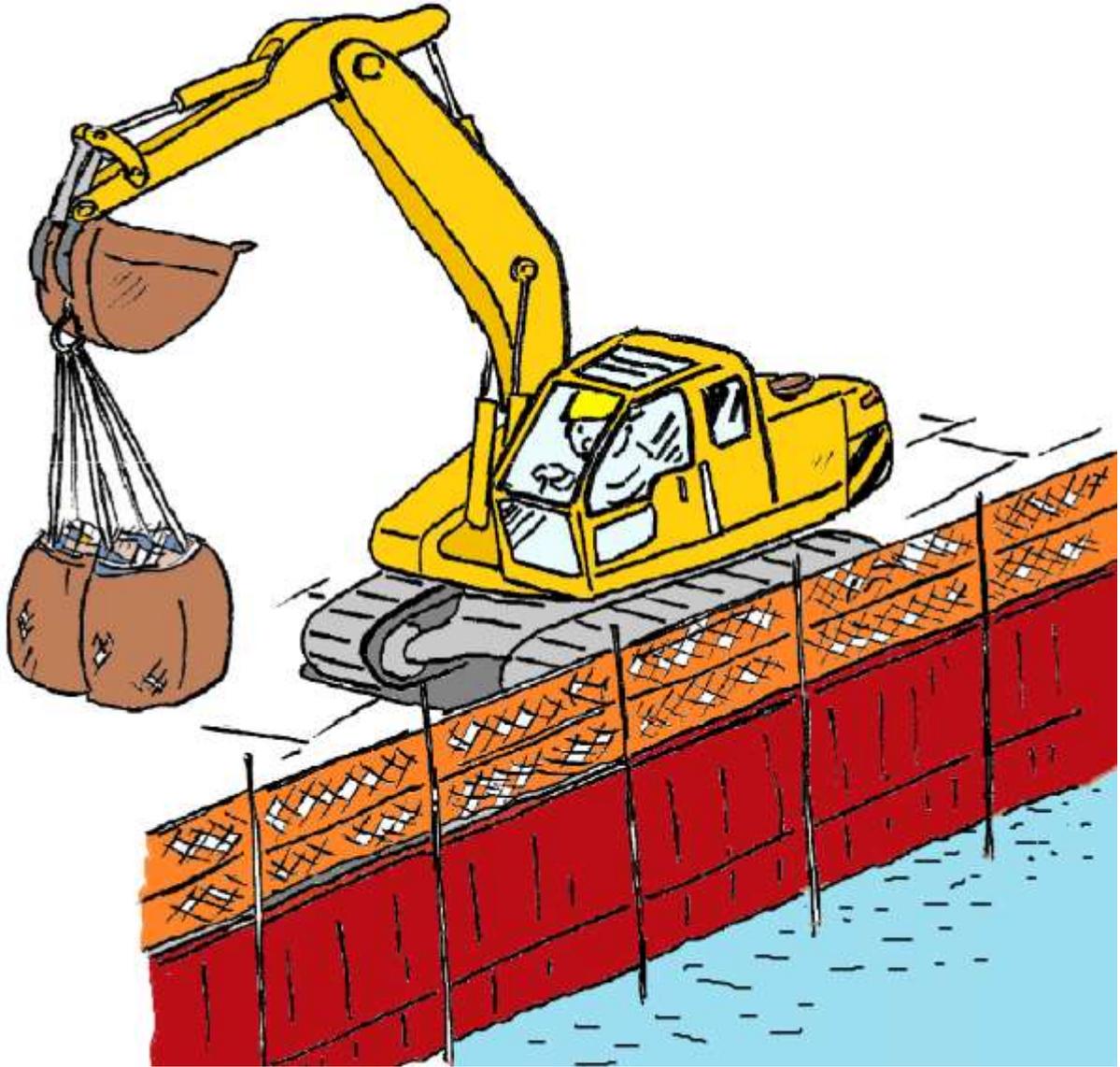


材料をホイストで上げる
この後、なにが起こった？

私 はこうする！

※正解のヒントは「あなたの現場は大丈夫」に！

作業開始前の **3分** **KY**



フレコン2つを吊り上げ
この後、なにが起こった？

私 はこうする！

※正解のヒントは「あなたの現場は大丈夫」に！

「セーフティリボン運動」「3分KY運動」 「安全行動宣言運動」 HP公開中



セーフティリボン/3分KY運動について

建設業労働災害防止協会神奈川支部では支部独自の運動として「セーフティリボン運動」と「3分KY運動」の展開を進めております。運動の概要を以下のとおりご案内申し上げます。

セーフティリボン運動

～危険の見える化による不安全状態の改善と現場のリカバリー力の向上～

[セーフティリボン運動実施要領](#) [Pdf](#)

見逃すな
その危険!

SR運動

事例提供のお願い

運動展開に当たり、皆様の好事例・改善事例を集めていただき、応募用紙、応募要領は下記をご参照ください。

[リーフレット「セーフティリボン運動」](#) [Pdf](#)

3分KY運動

～繰り返し災害の防止と不安全行動防止のための意識改善～

[3分KY運動実施要領](#) [Pdf](#)
[リーフレット「3分KY運動」](#) [Pdf](#)

3分KY運動

～3分KY事例シート～

- 基本シート(白紙) [Pdf](#)
- 接捻運転中交通事故(令和2年2月) [Pdf](#)
- 看板撤去中墜落(令和2年7月) [Pdf](#)
- 道路でダンプカーのシート片付中交通事故(令和2年7月) [Pdf](#)

安全行動宣言運動

～組織で最重点とすべき課題の解決に対応した目標等を安全行動宣言として表明～

災害撲滅の3本の矢

- 捕み取ろう! 危険の芽
- なくすぞ! 不安全行動
- 示せ! リーダーの本気度

[安全行動宣言\(リーフレット\)](#) [Pdf](#)
[安全行動宣言\(支部版モデル様式 エクセル形式\)](#)
[安全行動宣言実施要領](#) [Pdf](#)

令和5年から令和6年にかけて建設業に関する法令改正

※建災防神奈川支部ニュース3月号、5月号で特集した内容です。

●金属アーク溶接作業限定の作業主任者資格を新設

施行期日等

公布（告示）日：令和5年3月下旬（予定）

施行（適用）期日：令和6年1月1日（一部規定は公布の日）。

根拠法令

法第14条、第76条第3項、第77条第1項及び第113条

特化則第51条第4項において読み替えて準用する同条第3項

(1) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部改正

作業主任者の選任に関し、作業の区分、資格及び名称について掲げている別表第1に金属アーク溶接等作業主任者に係るものを追加することとする。

(2) 特化則の一部改正

① 金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとする。

② 金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該作業主任者の職務を新たに規定する。

③ 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する学科講習の科目等は特化技能講習のものを準用することとする。

(3) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）の一部改正

登録省令で定める登録教習機関の区分に「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を追加することとする。

(4) 化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成6年労働省告示第65号）の一部改正

科目の範囲、講習時間等について【詳細略】

4科目6時間

【ここがポイント】

金属アーク溶接等作業については、令和4年4月1日から特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者から作業主任者を選任することが義務付けられました。

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習は金属アークに伴う溶接ヒュームだけでなく、特定化学物質を取り扱うすべてに適用される作業を対象としているので、講習範囲が広く、一般的な溶接工にはほとんどなじみがない分野についての知識を必要としていたので、限定講習の開催が望まれており今回その要望に対応して法改正がなされようとしているものです。

※神奈川支部において準備が出来次第当該講習を行います。

●工作物の解体にかかる石綿事前調査者資格を新設

施行期日等

公布日：令和5年1月11日

施行期日：令和8年1月1日

根拠条項

法第27条第1項、第100条第1項及び第103条第1項

改正の概要

石綿則の一部改正

・ 工作物の解体等の作業を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならないこととする。ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業に係るものに限る。

・ その他所要の改正を行う。

【ここがポイント】

工作物解体に関する石綿含有事前調査に関する法改正については、「工作物の解体等の作業を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者におこなわせなければならないこととする。」とされ、施行期日は令和8年1月1日とされています。

対象となる工作物としては建築物以外のものであって、例示として「煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造もしくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等」が挙げられています。

資格の関係については、その中で3つの対象物に分かれます。

①新たに工作物に係る知識を必要とする対象「炉設備、電気設備、配管及び貯蔵設備」②従来の建築物を対象とした調査者資格でよいもの、「煙突、トンネルの天井板、遮音壁など」③調査者の資格を要せず、事前報告を必要としないもの「エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁など」

①の資格に関しては従来の建築物の関係の調査者資格を有している方でも、8時間の講習（2時間免除）を受け、修了試験に合格する必要があるとのこと。

いずれにしても公布後の内容をご確認ください。

※神奈川支部において準備が出来次第当該講習を行います。

●化学物質を取り扱う事業場で選任義務

施行期日等

施行期日 令和6年4月1日

(化学物質管理者が管理する事項等)

労働安全衛生規則第12条の5

事業者は、法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。

【中略】

5(条文上は第4項) 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

(保護具着用管理責任者の選任等)

第12条の6

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

【中略】

4 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

【ここがポイント】

建設工事においては塗料や接着剤、アーク溶接など、一般消費者の生活の用に供されない製品を取り扱うことがあります、その場合に化学物質管理者を選任し、リスクアセスメント等の技術的管理を行わせなければならないというもの。

同時に防毒マスクや防じんマスク等を着用する場合には保護具着用管理責任者を選任しなければならず、どちらも作業主任者と同様氏名の掲示義務があります。

いずれも選任に当たっては専門の知識を要し、その教育カリキュラムが定められています。化学物質を取り扱うだけで、製造を行わない建設業においては、選任に際し、資格要件はありませんが、取扱いに関する講習を受講させたものを選任することが望ましいというものです。

●年一1回のマスクフィットテストの義務化

施行期日等

令和5年4月1日

特定化学物質障害予防規則第38条の21第7項

事業者は、前項の呼吸用保護具(面体を有するものに限る。)を使用させるときは、一年以内ごとに一回、定期的に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

同規則附則第3条第2項

新規規則第38条の21第2項に規定する屋内作業場※については、令和5年3月31日までの間は、同条第7項の規定は、適用しない。

【ここがポイント】

第38条の21第7項はいわゆる「フィットテスト」に係る措置であり、フィットテストについては令和2年7月31日付けの通達で「十分な知識及び経験を有する者が実施すべきである」とされ、令和3年4月6日の通達「フィットテスト実施者に対する教育の実施について」による教育実施要領が示され、令和5年4月1日以降フィットテストを行う者に1.5時間の学科教育、3.5時間の実技教育が必要となります。

※第38条の21は金属アーク溶接等作業に係る措置に関する条文で、同条第2項では「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場～」とされています。

さらにその解釈で「建築中の建物内部等で当該建築工事等に付随する金属アーク溶接等作業であって、同じ場所で 繰り返し行われないものを行う屋内作業場は含まれないこと。」とされていますので、通常建設工事現場で行われているアーク溶接作業は対象となりません。

●足場の関係法令の改正

施行期日等

公布日：令和5年3月中旬（予定）

施行期日：令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）

根拠条項

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第27条第1項、第36条及び第103条第1項

改正の概要

（1）一側足場の使用範囲を明確化（安衛則第561条の2（新設））

本足場が設置困難な狭あいな場所などで設置、使用されているブラケット一側足場やセンター足場などの一側足場につき、設置に十分な幅（1メートル以上）がある場所では原則、使用禁止とされ、本足場を使用すべきこととなりました。ただし、つり足場を使用するときや、障害物があるなどで本足場の設置が困難な場合は例外となります。（令和6年4月1日施行予定）

（2）足場の点検を指名（安衛則第567条、第568条及び第655条）

すでに毎日の足場使用前に手すり、筋かい、作業床、中さんその他の墜落防止措置について点検し、必要な補修等を行うことになっています。また強風、大雨、大雪などの悪天候、中震以上の地震及び組み立て、解体、変更にあたっては、同様に使用開始前に点検し必要な補修を行うことになっています。ところが、足場の点検が不十分や全くされず、手すりや作業床が脱落したままであるなど墜落等に関し危険な状態のまま足場が使用され、結果、墜落等の労働災害が頻発していることから、今般、事業者は点検者を指名し、確実に点検を行わせることとしました。（令和5年10月1日施行予定）

（3）足場の点検を実施した際の記録を書面化すること、点検者氏名を記載すること（安衛則第567条及び第655条）

すでに毎日の足場使用前に手すり、筋かい、作業床、中さんその他の墜落防止措置について点検を行ったときや、強風、大雨、大雪などの悪天候、中震以上の地震及び組み立て、解体、変更の際に点検を行ったときは、点検の結果及び補修の内容を記録し、足場を使用する作業が完了するまでの間、保存することとされています。今般、これに加え、点検者の氏名を記録することになりました。（令和5年10月1日施行予定）

【ここがポイント】

前月（1月）号でも紹介しました。

従来一側足場については、法の適用を除外されていましたが、今回原則禁止とし、幅1m未満の狭隘な場所であれば使用できないとしたものです。

（2）（3）は足場において手すりやネットなどの墜落防止措置が不十分であったり、外して放置していることによって災害につながる人が多いことから、作業開始前に確実に安全な状態が維持されるために改正されるものです。

いずれにしても公布後の内容をご確認ください。

●一人親方等の安全衛生確保の改正

施行期日等

施行期日：令和5年4月1日予定

根拠条文：労働安全衛生規則等各条文

建設業その他の業種で、一人親方、下請業者などの請負人及びその他直接雇用する労働者以外の者（他社の労働者、搬入業者、警備員など）についても安全衛生確保のための措置義務が定められました。

(1) 請負人について

- ①法令の定めにより設置した局所排気装置を使用させること。
- ②法令により決められた作業方法を周知すること。
- ③防じん・防毒マスク、保護帽などの保護具を使用する必要を周知すること。

(2) 同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方、請負人を含む）について

- ①保護具使用を周知すること。
- ②喫煙や飲食を禁止する場所では禁止すること。
- ③事故等が発生し退避が必要な場合には退避させること。
- ④化学物質の有害性についての掲示など、法定の掲示を見やすい箇所に掲示すること。

【ここがポイント】

労働安全衛生規則等の改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者^に義務付けられます。

●労働時間の上限規制

施行期日：令和6年4月1日

根拠条項 労働基準法第32条（一日8時間、一週間40時間を規程）

労働基準法第36条

第1項（時間外及び休日の労働について、労使協定及びその内容の届出により32条の時間を延長して使用することができることを規定）

第4項（基本限度時間の規定であり前項で延長できる限度時間は、一箇月について45時間及び一年について360時間とする）

第5項・第6項（業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に基本限度時間を超えて労働させる必要がある場合の規定であり、時間外労働・休日労働は一箇月について100時間未満及び2～6箇月平均で一箇月当たり80時間以内、時間外労働は1年について720時間未満までできるが、一箇月について45時間を超えることができる月は年6箇月以内とされている）

附則 第139条（建設業の経過措置）

工作物の建設の事業（災害時における復旧及び復興の事業に限る。）その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業に関する第36条の規定の適用については、当分の間、同条第5項「時間（第2項第4号に関して協定した時間を含め100時間未満の範囲内に限る。）」とあるのは「時間」と、「同号」とあるのは「第2項第4号」とし、同条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

第2項

前項の規定にかかわらず、**工作物の建設の事業**その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業については、**令和6年3月31日**（同日及びその翌日を含む期間を定めている第36条第1項の協定に関しては、当該協定に定める期間の初日から起算して1年を経過する日）**までの間**、同条第2項第4号「一箇月及び」とあるのは、「1日を超え3箇月以内の範囲で前項の協定をする使用者及び労働組合若しくは労働者の過半数を代表する者が定める期間並びに」とし、同条第3項から第5項まで及び第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定は**適用しない**。

【ここがポイント】

時間外を行わせる場合には時間外労働に関する協定が前提で、**事前に労働基準監督署に届け出なければなりません**、その場合、基本となる時間外の上限は第4項の一箇月45時間、年間360時間になりますが、第5項・第6項において業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に行う必要がある場合には、時間外労働・休日労働は一箇月について100時間未満及び2～6箇月平均で一箇月当たり80時間以内、時間外労働は1年について720時間未満まで、ただし一箇月について45時間を超えることができる月は年6箇月までとなります。

なお、自然災害等の復旧にかかる工事に関しては上限規制は適用されていません。

●中小企業の月60時間超の割増賃金率の引上げ

施行期日：令和5年4月1日

根拠条項：労働基準法第37条

使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

労働基準法 第138条（経過措置）

中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主をいう。）の事業については、当分の間、第37条第1項ただし書の規定は、適用しない。（本条は、削除され、令和5年4月1日から本条の適用はなくなる。）

【ここがポイント】

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年7月6日公布）による労働基準法の改正により、中小企業についても令和5年4月1日から適用されることになったものです。

●トラックの荷台からの墜落・転落防止関係法令の改正

施行期日等

公布日：令和5年3月（予定）

施行期日：令和5年10月1日（特別教育規定は令和6年2月1日）

根拠条項

労働安全衛生法第27条第1項

改正の概要

（1）昇降設備及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大（安衛則第151条の67及び74）

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量2トン以上の貨物自動車に拡大する。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とする。

（2）テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育（安衛則第36条（新設））

特別教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を規定する。

学科教育 4時間（テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令）

実技教育 2時間（テールゲートリフターの操作）

（3）運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外（安衛則第151条の11）

運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とする。

【ここがポイント】

車両からの墜落・転落が多く、その災害が5トン未満での貨物自動車でも発生していることから、2トン以上の貨物自動車でも荷台への昇降設備を設け、荷役作業時において保護帽を着用しなければならないものとした。

テールゲートリフターはいわゆるパワーゲートという、荷台後方の油圧で荷の昇降をさせることができる整備で、建設現場における資材運搬時にも使用されていると思われるが、年間300件以上の死傷災害が発生しており、実技を含む特別教育を受講させた者を従事させなければならないものとされた。

熱中症対策の情報



株式会社大塚製薬工場

熱中症無料出張講座

OS-1体感キャンペーン

平素は格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、これまで味の面から敬遠されていた方へ、「アップル風味」を新たに追加し、建設現場でもより一層お役立て頂けるものと考えております。

この機会に、是非一度OS-1をお試しいただきませ。



貴社名・部署	
ご住所	〒
電話番号	
ご担当者名	
ご希望	キャンペーン①（対面実施/Zoom/他） キャンペーン②
研修会希望日	第一希望： 月 日 時～ 第二希望： 月 日 時～
ご要望本数	本

①熱中症 無料出張講座(オンライン可)

集合研修にて「熱中症」とその主な原因となる脱水症に関して、担当者が説明します。オンライン(Zoom, Teams)研修も実施可能です。研修時間も調整可能です。

②OS-1体感キャンペーン

2016年に味のリニューアルをしているOS-1をご体感いただくキャンペーンです。1本/従業員1人あたりを目安に無償提供します。提供本数は可能な限りご要望にお答えいたします(ご期待に添えない場合もございます)。各エリアでの安全大会実施時にもご活用可能です。

締切

2023.6.30

(株)大塚製薬工場 横浜支店 荒井宛

FAX : 045-312-3215

(担当直通 : 080-2380-9594)

『熱中症セミナー』無料講座

O.R.Sタブレットお試しキャンペーン



①熱中症セミナー 無料出張講座(オンライン可)

熱中症の基礎知識や熱中症対策方法を「クイズ形式」にて楽しく学べます。ZOOM、teamsのオンライン実施、時間調整も可能です。講師:熱中症アドバイザー資格者

②O.R.Sタブレットお試しキャンペーン

タブレットを水に溶かすと、おいしい(レモン・カシス・イチゴ)経口補水液を作ることができるO.R.Sのお試しキャンペーンです。



お申込み・お問い合わせ 株式会社アドバンス 担当：吉岡千佳
FAX : 047-312-1132 (直通 : 090-5752-7442)



企業名			
ご住所	〒		
ご担当者名		電話	
ご希望	<input type="checkbox"/> キャンペーン①（対面/オンライン） <input type="checkbox"/> キャンペーン②		
ご希望日	第1希望	月 日 () 時間	: ~ :
	第2希望	月 日 () 時間	: ~ :



安全・安心な現場作業を応援します！

高度安全機械等 導入支援 補助金

所定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けることで補助を受けられる制度です！



安全装置を取り付けると

(1機あたり)
最大100万円の
補助金が受けられます!!

1 対象となる申請者

- ① 中小企業等であること ② 建設業許可を取得していること

2 補助金交付額

1機あたりの上限 **100万円** (補助対象経費上限の200万円の1/2)
※安全装置の種類によって金額が異なります

同一申請者の年度内申請上限 **500万円**

3 申請方法

詳しくは建災防本部ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/>

補助金 建災防



Web 登録期間

令和5年 **5月10日**~
令和6年 **1月24日**まで

購入・改修後の申請は
対象外となります。

問い合わせ先

建災防 高度安全機械導入支援補助金事務センター

☎03-6275-1085 9:00~12:00 / 13:00~16:30 (土日祝日を除く)

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

 建設業労働災害防止協会(略称:建災防)

建災防本部
ホームページ



4つの補償制度 **プラスワン +1** で災害のトータル補償!

新労災(傷害プラン)補償制度

(事業活動総合保険)

労働者の業務中のケガと労災訴訟によるご加入者の賠償責任を補償

- ★下請負人も補償対象
- ★保険金は政府労災保険の認定を待たずにお支払いが可能
- ★経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能

NEW 入通院臨時費用補償特約新設

労災上積み補償制度

(労働災害総合保険、傷害総合保険、入院見舞金制度)

政府労災保険の上乗せとして、被災者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害を補償

- ★下請負人も補償対象
- ★入院見舞金制度
- ★経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能

第三者賠償補償制度

(賠償責任保険に請負業者・生産物等の各種特約をセット)

工事遂行中および引渡し後に生じた偶然な事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償

- ★地盤崩壊や仕事の目的物自体の損害等もオプションで補償

NEW 受託者賠償特約新設

建築・土木・組立工事補償制度

(建設工事保険に各種特約をセット)

火災・台風・雪災・施工ミスなど、工事現場において、工事期間中に不測かつ突発的な事故により、工事対象物等に生じた損害について補償

- ★工事現場のみならず、対象工事専用の工事現場外の仮設置場、仮設倉庫も対象

工事全体が補償対象となる

「甲型JV工事スポット契約」

をお薦めします!

詳しくは、こちらのパンフレット30ページをご覧ください。▶▶▶



この広告は、制度の概要です。詳しい内容につきましては、下記または取扱代理店までお問い合わせください。

一般社団法人 全国建設業労災互助会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツワ小川町ビル5階
TEL 03-3518-6551 FAX 03-3518-6585

■取扱(幹事)代理店:緑富士株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1
ミツワ小川町ビル7階
TEL 03-5244-5360 FAX 03-5577-2808

■引受(幹事)保険会社:損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5401 FAX 03-6388-0160

受付時間はいずれも平日:午前9時から午後5時まで 47・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

神奈川県労働局 建設業労働災害防止協会神奈川支部

労働局（建災防）	所在地	電話番号	所在地(支部)	電話番号(支部)
神奈川労働局 (神奈川支部)	231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎8階	045-211-7351 監督課 045-211-7352 安全課 045-211-7353 健康課 FAX 045-211-0048(安全課・健康課)	231-0011 横浜市中区太田町2-22 建設会館2階	045-201-8456 FAX 045-201-7735

労働基準監督署 建災防神奈川支部分会一覧

署名 (分会名)	管轄区域	所在地	電話番号	所在地(分会)	電話番号(分会)
横浜南	横浜市【中区、南区、磯子区、港南区、金沢区】	231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎9階	045-211-7374 監督・労働条件関係 045-211-7375 安全衛生関係 045-211-7376 労災保険関係 FAX 045-651-1628	231-0011 横浜市中区太田町2-22 建設会館4階	045-201-8457 FAX 045-201-8960
鶴見	横浜市【鶴見区(扇島を除く)】	230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	045-501-4968 監督・労働条件関係 045-279-5486 安全衛生関係 045-279-5487 労災保険関係 FAX 045-501-4931	230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央2-6-15 TUKビル303号室	045-506-0271 FAX 045-506-6778
川崎南	川崎市【川崎区、幸区】 横浜市【鶴見区扇島】	210-0012 川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1271 監督・労働条件関係 044-244-1272 労災保険関係 044-244-1273 安全衛生関係 FAX 044-244-1275	210-0004 川崎市川崎区宮本町7-5 川崎建設会館	044-222-4433 FAX 044-222-8585
川崎北	川崎市【中原区、宮前区、高津区、多摩区、麻生区】	213-0001 川崎市高津区溝口1-21-9	044-382-3190 監督・労働条件関係 044-382-3191 安全衛生関係 044-382-3192 労災保険関係 FAX 044-820-3184	213-0014 川崎市高津区新作6-9-34 BNスクエア武蔵新城2F	044-871-7005 FAX 044-871-7006
横須賀	横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町	238-0005 横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858 FAX 046-823-0824	238-0006 横須賀市日の出町1-2 横須賀建工会館2階	046-822-4888 046-826-3427
横浜北	横浜市【西区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区】	222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-1日本生命新横浜ビル3・4階	045-474-1251 監督・労働条件関係 045-474-1252 安全衛生関係 045-474-1253 労災保険関係 FAX 045-474-1256	221-0856 横浜市神奈川区三ツ沢上町1-13グラデ三ツ沢201号	045-324-7599 FAX 045-324-7525
平塚	平塚市、伊勢原市、秦野市、大磯町、二宮町	254-0041 平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615 監督課・安全衛生課 0463-43-8616 労災課 FAX 0463-43-8600	254-0051 平塚市豊原町21-36 平塚建設会館	0463-33-6189 FAX 0463-36-6177
藤沢 (湘南)	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町	251-0054 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-23-6753 監督・労働条件関係 0466-97-6748 安全衛生関係 0466-97-6749 労災保険関係 FAX 0466-23-4288	251-0054 藤沢市朝日町5-7 藤沢市建設会館2階	0466-22-1781 FAX 0466-22-8575
小田原	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	250-0011 小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	0465-22-7151 監督課・安全衛生課 0465-22-7152 労災保険関係 FAX 0465-22-0074	250-0003 小田原市東町5-2-59 湘南建設会館	0465-34-5889 0465-32-1002
厚木	厚木市、海老名市、大和市、座間市、綾瀬市、愛甲郡	243-0018 厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	046-401-1641 監督・労働条件関係 046-401-1960 安全衛生関係 046-401-1642 労災保険関係 FAX 046-401-1643 全部署共通	243-0017 厚木市栄町1-2-2 県央産業会館	046-221-1061 FAX 046-221-2876
相模原	相模原市	252-0236 相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-752-2051 監督・労働条件関係 042-861-8631 安全衛生関係 042-861-8632 労災保険関係 FAX 042-752-1558	252-0239 相模原市中央区中央3-4-7 相模原市建設会館	042-753-3508 FAX 042-753-1500
横浜西	横浜市【戸塚区、栄区、泉区、旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区】	240-8612 横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311 FAX 045-332-9555	244-0801 横浜市戸塚区品濃町541-3 オセアビル601号	045-824-1917 FAX 045-825-0431

建設業の労働安全衛生について考え学び情報発信する2日間

第60回

全国建設業 労働災害 防止大会 in 広島



開催日 2023年10月5日(木)・6日(金)

現地開催とオンライン配信を組み合わせた
ハイブリッド開催

初日：総合集会

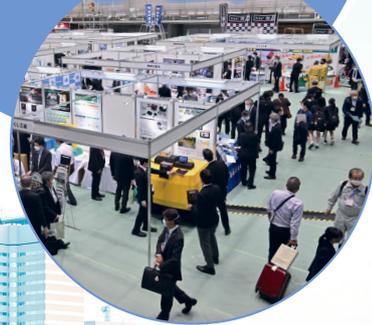
広島県立総合体育館
(広島グリーンアリーナ)



2日目：専門部会

広島国際会議場 他

同時開催
安全衛生保護具・
測定機器・安全標識等
展示会



主催：建設業労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会広島県支部

開催主協力支部：建設業労働災害防止協会鳥取県支部、島根県支部、岡山県支部、山口県支部、徳島県支部、香川支部、愛媛支部、高知県支部

 建設業労働災害防止協会

全国大会ホームページ▶

